

三芳町公共下水道事業 経営戦略

三芳町 上下水道課

令和 3 年 3 月策定

令和 7 年 3 月改定

目 次

1. 経営戦略改定方針.....	1
1-1. 改定の背景と趣旨	1
1-2. 計画の位置付け.....	3
1-3. 計画期間.....	3
2. 下水道事業の概要.....	4
2-1. 沿革.....	4
2-2. 事業の現況.....	4
1) 下水道事業の概要	4
2) 施設.....	5
3) 使用料.....	10
4) 組織.....	12
5) 抜本的な改革等の取組状況の公表.....	12
3. 経営指標による評価・分析.....	13
3-1. 経営比較分析表について.....	13
3-2. 各経営指標の評価・分析結果.....	15
3-3. まとめ.....	20
4. 将来の事業環境.....	21
4-1. 将来予測の方法.....	21
4-2. 将来人口（行政区域内人口）の予測.....	21
4-3. 処理区域内人口の予測.....	22
4-4. 有収水量の予測.....	23
5. 経営の基本方針.....	24
6. 投資・財政計画.....	25
6-1. 計画の策定方法等.....	25
6-2. 投資・財政計画（収支計画）.....	27
1) 今後の経営指標の推移.....	30
2) 投資計画.....	31
3) 財政計画.....	31
4) 事業推移.....	32
5) 経営の健全性・効率性.....	34
6) 今後の目標値.....	37
7) 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	38
7. 経営基盤の強化に向けた今後の取組み.....	42

8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	44
8-1. 進捗管理及び見直しの方法.....	44
1) モニタリング.....	44
2) ローリング	44

1. 経営戦略改定方針

1-1. 改定の背景と趣旨

三芳町は、明治 22 年に町村制施行により三芳村として誕生し、以来、長期間にわたり純農村地帯として歩んできました。しかし、高度成長期には首都圏から 30km 圏内という利便性から首都近郊のベッドタウンとして、また、首都圏の流通基地としてめざましい変貌を遂げるとともに、昭和 45 年に三芳町となりました。現在では商・工・農のバランスのとれた町として今日に至っています。

このような経緯により、本町では人々が居住する都市部に加えて整然と区画された畑が残っており、さらには緑のトラスト保全地に指定された藤久保の平地林を始めとする豊かな自然が残る町となっています。

公共下水道事業はこれら多種多様な環境において、自然環境に対してはきれいな水環境を保全する施設として重要な役割を果たします。

しかし、公共下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増えています。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）、「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成 31 年 3 月 29 日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）及び「経営戦略」の改定推進について」（令和 4 年 1 月 25 日総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の改定が要請されています（図 1-1）。

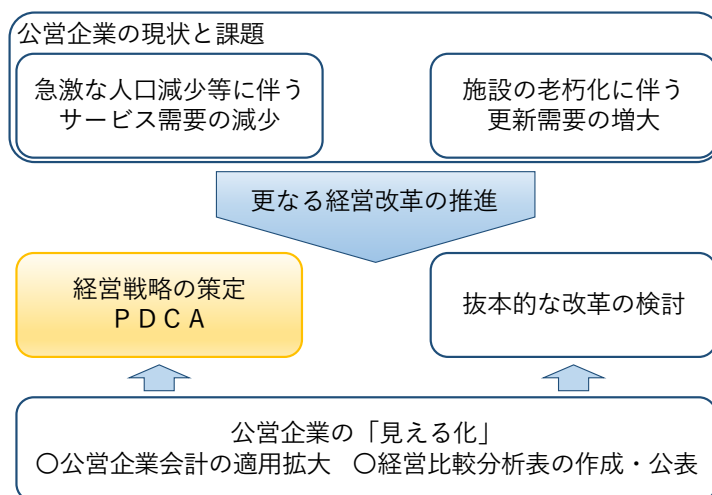


図 1-1 経営戦略策定の要請の概要

(公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会 (平成 31 年 4 月 24 日開催)

資料 2-1 経営戦略の策定・改定について p.4 をもとに作成)

本町では平成31年4月に地方公営企業法を適用し、財務状況を明確化するとともに、令和3年3月には経営戦略を策定し、中長期的な視点に基づく計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいるところです。

また、本町の公共下水道施設のうち、供用開始から40年以上が経過している施設も存在することから、今後、施設の改築・修繕費用が増大することが考えられます。そこで、計画的な改築更新の実施に向け、現在ストックマネジメント計画を改定中です。

このように下水道事業運営の効率化・健全化を目指し、事業に取り組んでいるところですが、人口減少等による使用料収入の伸び悩みも重なり、一層厳しい経営環境がつづいています。さらには、地震災害や豪雨による浸水被害など、自然災害の頻発化・激甚化への対策やDXによる業務効率化技術の向上など、下水道事業を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような厳しい環境下においても、将来にわたって安定的に公共下水道事業を継続していくため、本町の公共下水道事業の見通しを踏まえる必要があることから、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を改定するものです（図1-2）。

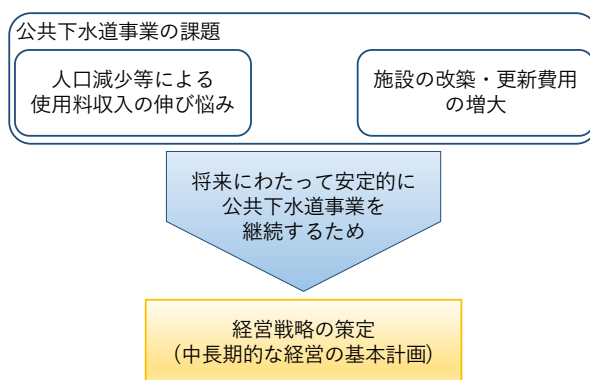


図 1-2 三芳町における経営戦略の改定の目的

1-2. 計画の位置付け

本経営戦略は、「三芳町第6次総合計画」（以下「総合計画」という。）を上位計画とします。

総合計画は『共に創ろう ひと・まち・みどりがつながる幸せ（ウェルビーイング）のまち』を将来像として定め、さまざまな施策を推進しています。この総合計画の基本構想の計画期間は令和6年度から令和13年度までと定めています。そして、この計画がより実効性を持った計画となるよう基本計画は4か年を1期とし、令和6年度から令和9年度までを前期として「三芳町第6次総合計画 前期基本計画」（以下「前期基本計画」という。）を策定し、今後のまちづくりの方向を示しています。

この前期基本計画の中で、下水道事業は、「安心して便利に暮らせるまち」の基本政策として位置づけされています。

一方で、本経営戦略は、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」や総合計画のもとで下水道事業に関連する計画である「三芳町下水道ストックマネジメント計画」（以下「ストックマネジメント計画」という。）、「三芳町都市計画マスタープラン」などの各種計画等と整合性を図りながら改定しています（図 1-3）。

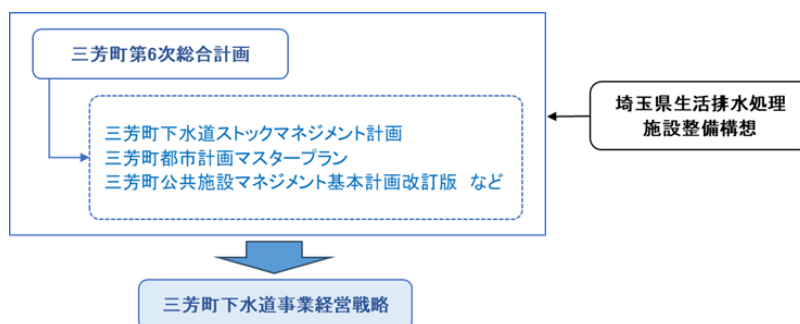


図 1-3 経営戦略の位置付け

1-3. 計画期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり10年以上を基本としていることから、令和7年度から令和16年度までの10年間を本経営戦略の計画の対象期間とします。

なお、本経営戦略改定後5年を目途に、地方公営企業法適用後の実績評価を踏まえた計画の見直し等を行うことを予定しています。ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします（図 1-4）。

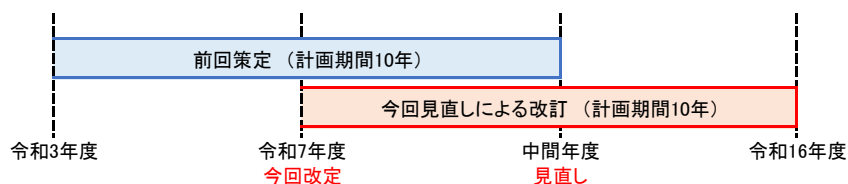


図 1-4 経営戦略の計画期間のイメージ

2. 下水道事業の概要

2-1. 沿革

本町の公共下水道事業は、荒川右岸流域下水道事業計画を上位計画とした「三芳町公共下水道基本計画」を昭和48年に策定し、昭和50年から事業を開始しました。また、平成元年には市街化区域等に含まれないその他の地域について、特定環境保全公共下水道として事業を開始しました。そして、平成31年4月1日に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行しました。

排除方式は分流式であり、汚水と雨水は別系統で処理されて河川へ放流されます。

荒川右岸流域下水道は、三芳町を含めた近隣の10市3町を対象としており、これら地域から排出された汚水は、和光市にある新河岸川水循環センターで処理された後、新河岸川に放流されます（図2-1）。



図 2-1 荒川右岸流域下水道

2-2. 事業の現況

1) 下水道事業の概要

事業計画における計画値及び現状値は表2-1のとおりです。また、事業計画における汚水の処理区域は図2-2のとおりです。本町では、普及率、水洗化率ともに高い水準となっています。

表 2-1 三芳町下水道事業計画

区分	項目	単位	計画値
計画値	計画区域面積	ha	907.2
	計画処理人口	人	29,400
現状値 (令和5年度末)	処理面積	ha	694.3
	行政人口	人	37,370
	処理人口	人	35,500
	水洗化人口	人	35,175
	普及率	%	95.0
	水洗化率	%	99.1

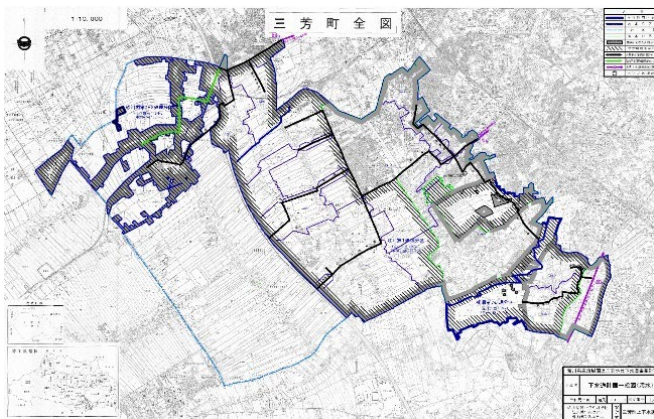


図 2-2 処理区域（汚水）

2) 施設

本町の下水道施設は、汚水の中継ポンプ場と管路施設とから構成されています。

現在、中継ポンプ場は第1中継ポンプ場1か所のみであり、汚水ポンプを3台有しています(通常は2台運転で、1台は予備機として運用)。表2-2に機械設備の一覧を、表2-3に電気設備の一覧を示します。

機械及び電気設備は、全19設備を保有しています。そのうち、6設備で標準耐用年数を超えており、更新等が必要な状態となっています。これら設備については、令和6年度に改定したストックマネジメント計画に基づき、計画的に更新、維持管理を行っていきます。

表 2-2 第一中継ポンプ場施設一覧(機械設備)

設備区分	大分類	中分類	小分類	仕様	建設年度		経過年数	標準耐用年数	
					台数				
					(台)	西暦	和暦		R6基準
機械設備	沈砂池設備	スクリーンかす設備	NO.1粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	1998	H10	26	15
			NO.2粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	2018	H30	6	15
			NO.3粗目スクリーン	1,000W 1,350H 目開き50mm	1	1999	H11	25	15
	ポンプ設備	汚水ポンプ設備	NO.1汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	1998	H10	26	15
			逆止弁	300A	1	2023	R5	1	15
			NO.2汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	2018	H30	6	15
			逆止弁	300A	1	2018	H30	6	15
			NO.3汚水水中ポンプ	φ300×8.5m3/分×5.2m×11kW	1	1999	H11	25	15
			逆止弁	300A	1	2018	H30	6	15
	付帯設備	ゲート設備	流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	6	15
			流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	6	15
			流入電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2018	H30	6	15
			バイパス電動ゲート	呑口Φ700mm 揚程740mm 1.5KW	1	2021	R3	3	15
		クレーン物揚設備	手動チェーンブロック	1 t 水中P用	1	2019	R1	5	20
		脱臭設備	活性炭吸着塔	ハニカム脱臭装置 53m2/min	1	2012	H24	12	10
吸引ファン			53m3/min×0.4kW	1	2012	H24	12	10	

表 2-3 第一中継ポンプ場施設一覧（電気設備）

設備区分	大分類	中分類	小分類	仕様	台数	建設年度		経過年数	標準耐用年数
						西暦	和暦		
					(台)	R6基準			
電気設備	電気計装設備	受変電設備	引込計器盤	屋外柱上取付形	1	2023	R5	1	20
			電灯盤	屋内自立閉鎖形	1	2024	R6	0	15
	負荷設備		動力制御盤1	屋内自立自立閉鎖形	1	2024	R6	0	15
			動力制御盤2	屋内自立自立閉鎖形	1	2024	R6	0	15
	計測設備		流入渠水位計		1	2024	R6	0	10
			ポンプ井水位計 (No.1用)	フロート式	1	2019	R1	5	10
			ポンプ井水位計 (No.2用)	フロート式	1	2018	H30	6	10
			ポンプ井水位計 (No.3用)	フロート式	1	2020	R2	4	10
	監視制御設備		遠方監視盤 (子局)	電灯盤内	1	2024	R6	0	15
			遠方監視盤 (親局)	監視所	1	2024	R6	0	15
			非常通報装置	電灯盤内設置	1	2019	R1	5	15
	建築付帯設備		ポンプ室照明 1		1	2020	R2	4	15
			ポンプ室照明 2		1	2020	R2	4	15

また、管路施設（汚水）における管路延長は、現在約 127km となっています。昭和 58 年から平成 9 年にかけては、町の成長とともに管路の布設距離が長く、コンクリート管が多く採用されています（図 2-3）。

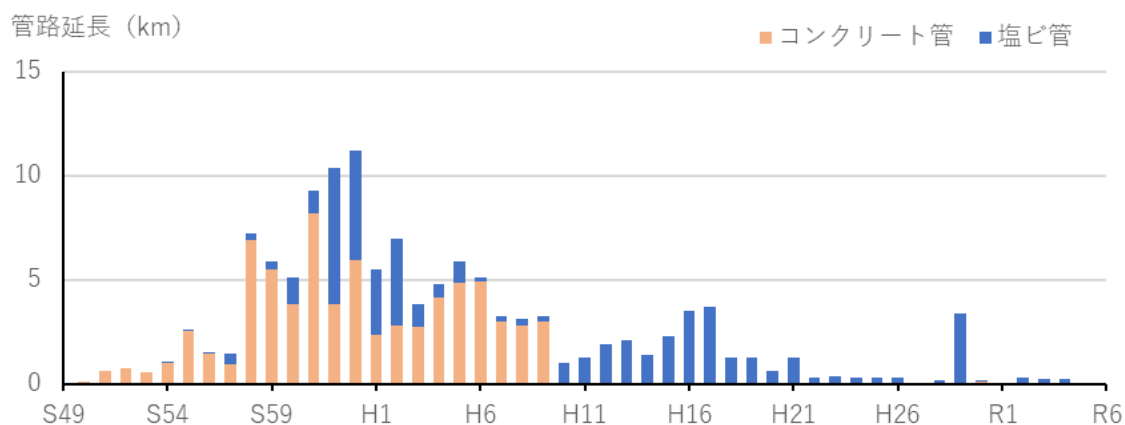


図 2-3 布設年度別の管路の延長距離

耐用年数（50 年）を超過する管路は、劣化などにより道路陥没の危険性や不明水侵入の増加による処理費用の増加を招くため、更新等の対策が必要となります。

令和 5 年度現在では耐用年数を超過する管路はありません。しかし、令和 7 年度から耐用年数を超過する管路が出現し始め、計画期間終了時の令和 16 年度では耐用年数を超過する管路が 12.5% となり、さらに 20 年後には全体の 2/3（66.6%）が耐用年数を超過します（図 2-4）。

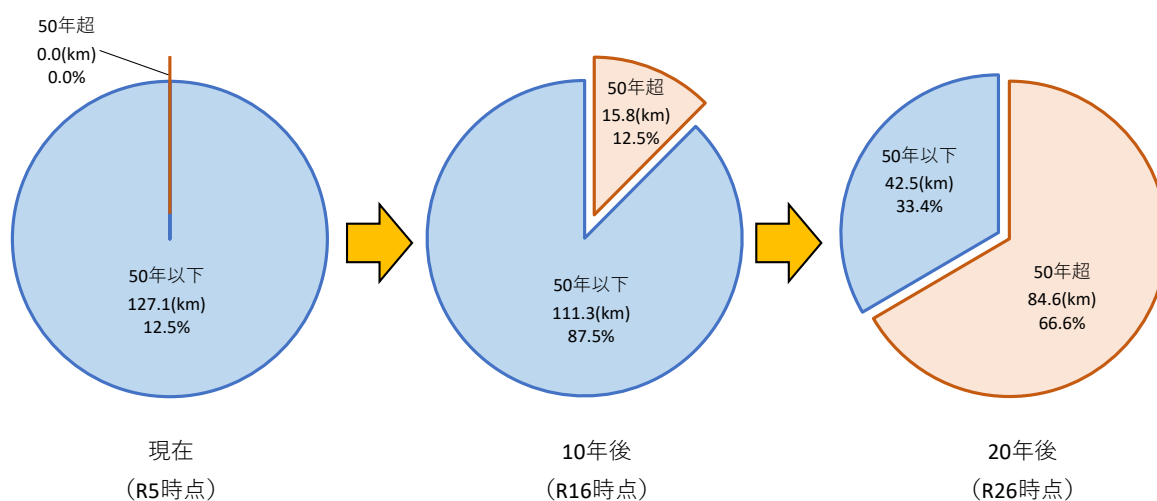


図 2-4 布設年度別の管路の延長距離

耐用年数を迎えていない管路でも、布設後 40 年以上経過した管路では、道路陥没の危険性が増加することが示されています（図 2-5、写真 2-1）。

特に、本町ではコンクリート管は全体の 57.5%を占めており、比較的古くに布設されていることから、早急な対処が必要となってきます（図 2-6）。

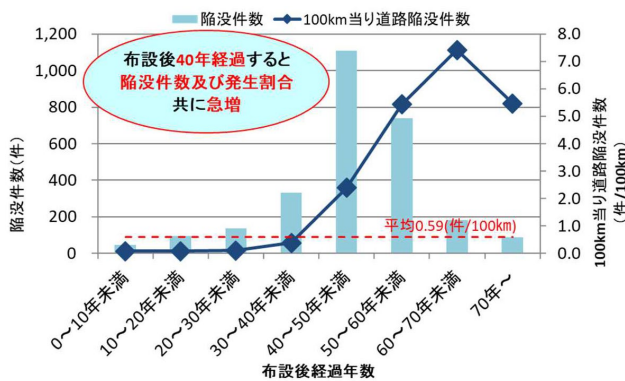


図 2-5 管路の布設経過年数と道路の陥没件数

※国土交通省 HP より引用

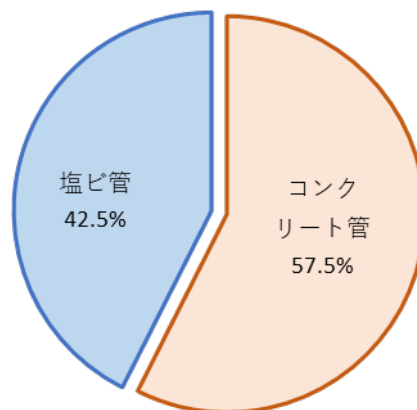


図 2-6 管種の割合



※内閣府「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」（令和6年4月）」より

写真 2-1 道路陥没の様子

これら長い年数が経過した管路は更新を行う必要がありますが、これまでの耐用年数で更新する計画による維持管理手法では、図 2-7 に示すとおり更新時期が特定の時期に集中し、事業の継続が困難となる可能性があります。

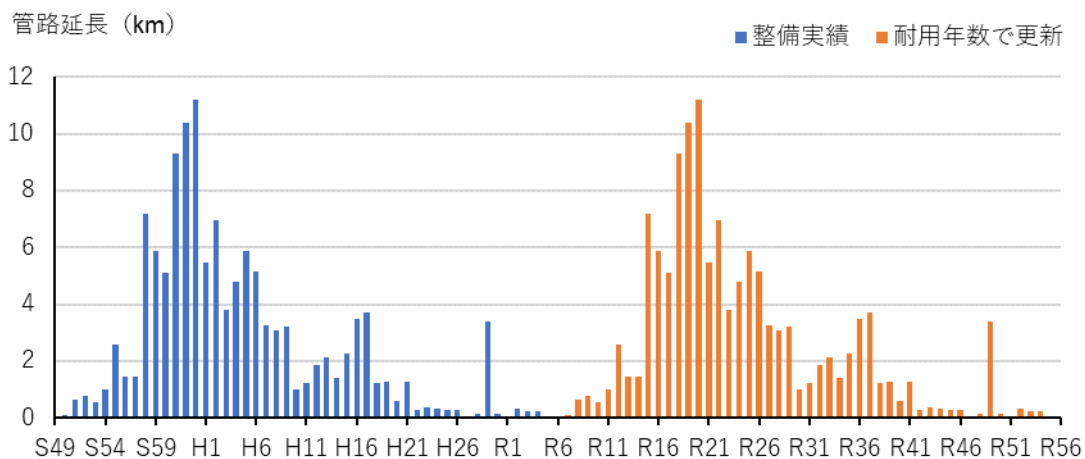


図 2-7 耐用年数で管路施設を更新した場合

そこで、今後は令和 6 年度に改定したストックマネジメント計画に基づき、TV カメラ調査等を実施し、健全性を把握したうえで管路の更新を効率的に行っていきます。ストックマネジメント手法による管路更新計画は図 2-8 のとおりとなり、全体の事業費を削減するとともに、事業の平準化を段階的に実施していきます。なお、本経営戦略では、ストックマネジメント計画で採用された修繕・改築計画や長期的な改築事業のシナリオ検討（図 2-8）に基づき、今後 10 年間の改築事業費を計上しています。

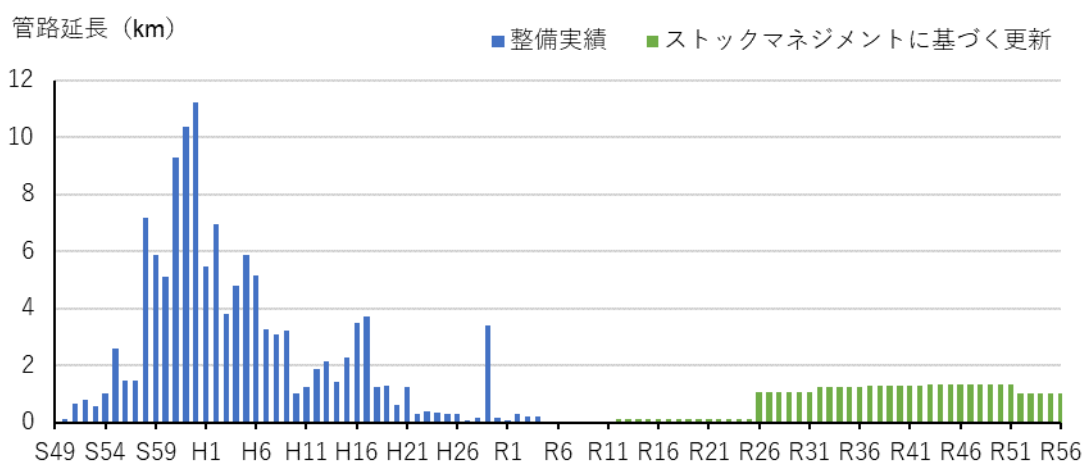


図 2-8 スtockマネジメント計画に基づいて管路施設を更新した場合

3) 使用料

公共下水道事業を含む公営企業は、使用料収入をもって経営を行う独立採算制が原則であり、常に企業の経済性を発揮することが求められます。公共下水道事業が独立採算として経営するためには、経営に必要な費用を適正に原価に反映させて、これを踏まえた使用料の設定を行うことが重要です。

また、使用料は、必要な費用（原価）を賄うだけでは充分ではなく、一部の資本費（将来の施設等の更新投資額等）も賄う必要があります。さらに、安定的な経営を行うためには、定期的な使用料水準の見直しも必要となります。

本町の使用料体系は表 2-5 のとおりで、平成 27 年 10 月に下水道使用料を改定いたしました。

当時は、一般会計における経常収支比率が 100%を超え、財政力指数も落ち込むなど、財政状況が硬直しており、平成 25 年には一般会計において脱財政硬直化宣言を発布しました。

このような状況下で、下水道事業においても一般会計への依存度を低下させる必要があり、ピーク時には 16 名いた職員を 5 名に減らしたり、ポンプ場施設の交換頻度を 8 年から 10 年に延長したりと、経費削減に努めました。しかし、下水道の整備には多額の費用が必要であることから、使用料の改定に至りました。

表 2-4 下水道使用料体系の概要・考え方

使用料体系の概要・考え方	使用料体系の概要：基本使用料と従量使用料 使用料体系の考え方：現行体系は、住民生活や大口利用者の事業活動への影響を考慮し、基本使用料・従量使用料を設定	
使用料改定年月日	平成 27 年 10 月 1 日	
1 ヶ月 20 m ³ あたり条例上の使用料（令和 6 年度）	1,400 円（税抜）	

表 2-5 下水道使用料

(1 か月あたり 消費税別)

区分	基本料金		従量料金	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額(1 m ³ につき)
一般汚水	10 m ³ まで	600 円	10 m ³ を超え 25 m ³ まで	80 円
			25 m ³ を超え 50 m ³ まで	90 円
			50 m ³ を超え 75 m ³ まで	120 円
			75 m ³ を超え 100 m ³ まで	130 円
			100 m ³ を超えるもの	140 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき			60 円

現在、本町の1か月20m³あたりの下水道使用料は1,400円（令和5年度末時点・税抜）ですが、これは県内で5番目に低い水準となっています。さらに、令和6年度から令和7年度にかけては、多くの団体で使用料改定を行う予定となっており、本町の使用料水準は県内の他団体と比較してかなり低い水準となっています。

前回の改定より約10年が経過し、その間に汚水処理原価も増加傾向にあることから将来世代に過度の負担を強いることのないように改定を検討する必要があります。

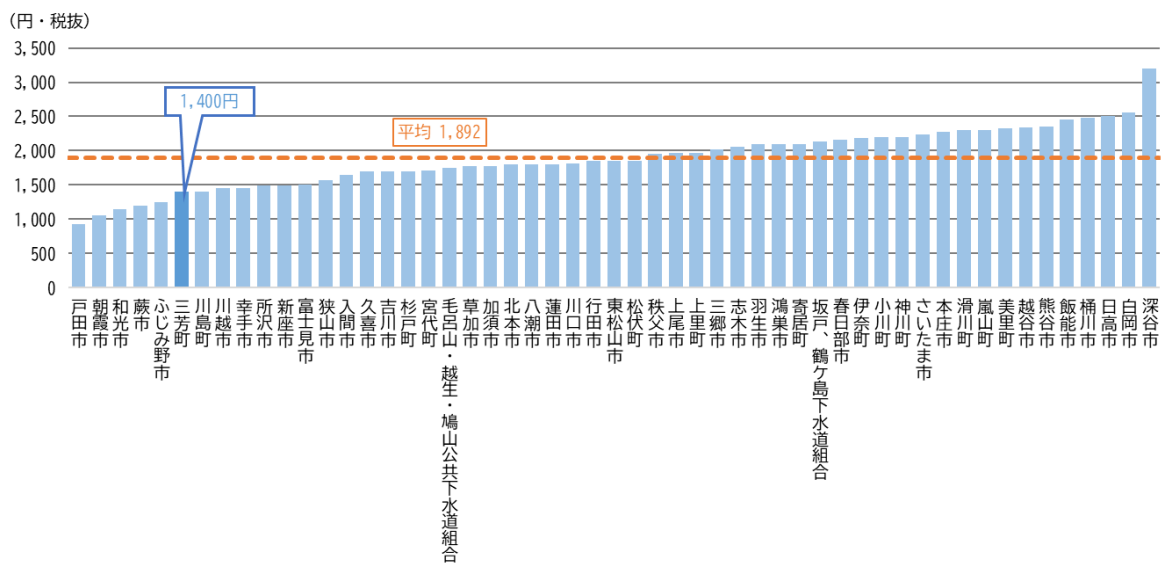


図 2-9 埼玉県における1か月20m³あたりの下水道使用料（令和5年度末時点）

4) 組織

本町は町長が下水道事業管理者の職務を行っており、下水道事業管理者の権限に属する事務処理をするため上下水道課が配置されています。

上下水道一体となった組織運営で、効率的な事業運営に努めています。令和6年4月1日現在、下水道担当は5名で運営しています（図 2-10）。

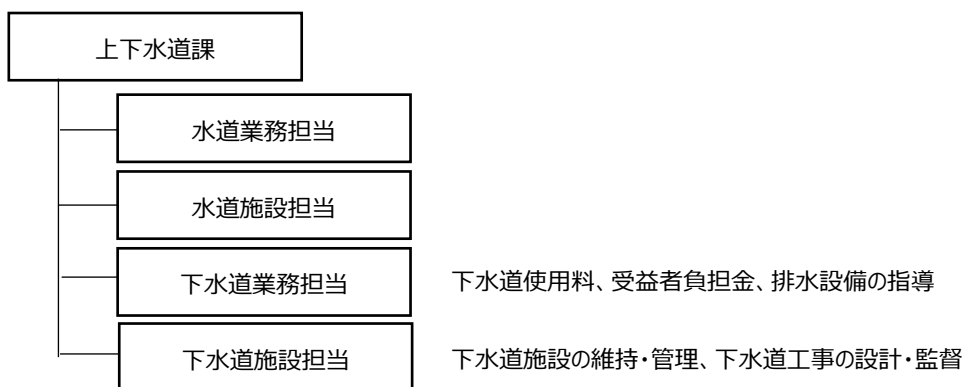


図 2-10 下水道事業に係る組織及び事務分担（令和6年4月1日現在）

5) 抜本的な改革等の取組状況の公表

本町では、町のホームページにおいて、本町下水道事業の「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況」について公表しています（図 2-11）。

- 本町の下水道事業は、現行の経営体制を継続し、経営健全化に取り組んでいく予定です。
- 今後も、自らの経営等についての的確な現状把握を行ったうえで、経営の見える化、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組んでいきます。

・公共下水道事業

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（平成30年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
三芳町	下水道事業	公共下水道事業	—

実施状況

抜本的な改革の取組						現行の経営体制を継続
事業廃止	産業化・民間譲渡	広域化等	民間活用	民間活用	民間活用	
						○

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

（現行の経営体制・手法を継続する理由）
 ① 抜本的な改革の方向性について賛同の取得に必要と認められるため
 ② 事業の規模が小さく、人員が少ない等の理由から抜本的な改革の機軸に選ばないため

（今後の経営改革の方向性等）
 ①

・特定環境保全公共下水道事業

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況（平成30年3月31日時点）

団体名	業種名	事業名	施設名
三芳町	下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	—

実施状況

抜本的な改革の取組						現行の経営体制を継続
事業廃止	産業化・民間譲渡	広域化等	民間活用	民間活用	民間活用	
						○

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

（現行の経営体制・手法を継続する理由）
 ① 抜本的な改革の方向性について賛同の取得に必要と認められるため
 ② 事業の規模が小さく、人員が少ない等の理由から抜本的な改革の機軸に選ばないため

（今後の経営改革の方向性等）
 ①

HP の URL) <https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/life/suidou/2016-1109-0909-29.html>

図 2-11 抜本的な改革等の取組状況の公表

3. 経営指標による評価・分析

3-1. 経営比較分析表について

各公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標をとりまとめたものであり、当該事業体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

また、類似団体と比較することで、現在の水準を把握できるほか、自らの財政状況を関係機関や住民の方々等へ、分かり易く説明する資料としても活用できます。

経営指標

【経営の健全性・効率性】

- ① 経常損益：経常収支比率／収益的収支比率（％）
- ② 使用料水準の適切性：経費回収率（％）
- ③ 費用の効率性：汚水処理原価（円）
- ④ 施設の効率性：水洗化率（％）
- ⑤ 資産の老朽度合：有形固定資産減価償却率（％）

表 3-1 主な経営指標の概要

区分	経営指標	単位	指標の概要	算出式
事業の概要	下水道人口普及率	(%)	行政区域内人口に占める処理区域内人口の割合である。当該事業の整備状況を表すものである。	現在処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口 × 100
	進捗率	(%)	全体計画人口に占める処理区域内人口の割合である。全体計画に対しての進捗状況を表すものである。	現在処理区域内人口 ÷ 全体計画人口 × 100
	一般家庭使用料	(円/月)	一般家庭において1か月あたり20㎡使用した場合に下水道使用料として徴収される金額である。	一般家庭用使用料(円) (1か月20㎡あたり)
施設の効率性	施設利用率	(%)	現在晴天時平均処理水量を現在処理能力(晴天時)で除したものである。施設の利用率を示す。	現在晴天時平均処理水量(㎡/日) ÷ 現在処理能力(晴天時)(㎡/日)
	有収率	(%)	処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合である。高いほど不明水が少なく効率のといえる。	年間有収水量 ÷ 年間汚水処理水量 × 100
	水洗化率	(%)	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合である。	現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100
経営の効率性	使用料単価	(円/㎡)	有収水量1㎡あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す。	使用料収入 ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価	(円/㎡)	有収水量1㎡あたりの汚水処理費であり、その水準を示す。維持管理費と資本費とに分けられる。	汚水処理費 ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (分流式下水道等に要する経費控除前)	(円/㎡)	不採算経費に対する繰出しである「分流式下水道等に要する経費」を控除する前の汚水処理原価である。	汚水処理費(分流式控除前) ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (維持管理費)	(円/㎡)	日常の下水道施設の維持管理に要する経費。人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費等で構成。	汚水処理費(維持管理費) ÷ 年間有収水量
	汚水処理原価 (資本費)	(円/㎡)	地方債元利償還額、地方債取扱諸費等の合計額である。 (法適用企業では、減価償却費、企業債等支払利息、企業債取扱諸費等の合計額)	汚水処理費(資本費) ÷ 年間有収水量
	経費回収率	(%)	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標である。	使用料収入 ÷ 汚水処理費
	経費回収率 (分流式下水道等に要する経費控除前)	(%)	汚水処理費から分流式下水道等に要する経費を控除する前の経費回収率である。	使用料収入 ÷ 汚水処理費(分流式控除前)
財政状態の健全性	総収支比率	(%)	総収益と総費用の比率を表したものである。100%未満であると総収支が赤字であることを示している。	総収益 ÷ 総費用 × 100
	処理区域内人口1人あたりの企業債(地方債)現在高	千円/人	企業債(地方債)現在高を処理区域内人口で除したものである。	企業債(地方債)現在高 ÷ 現在処理区域内人口

3-2. 各経営指標の評価・分析結果

総務省が公表する経営比較分析表の各経営指標について、下水道事業の法適用初年度である令和元年度から令和5年度までの指標値を決算の状況から整理しました。また、類似団体の平均値と比較して、現在の事業規模について評価・分析しました。

以下に、各経営指標の評価・分析結果を示します（表 3-2～表 3-6）。

表 3-2 【経営の健全性・効率性】 経常損益：経常収支比率／収益的収支比率

①経常収支比率 (%) (望ましい向き「↑」)	$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																																				
【指標の意味】	・当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す																																				
【分析の考え方】	・100%以上 (=黒字) が必要です																																				
<div style="text-align: center;"> ①経常収支比率 (%) ■三芳町 ■平均値 </div> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>124.3</td> <td>119.1</td> <td>119.7</td> <td>113.9</td> <td>114.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td colspan="5" style="border: 1px solid black;">2事業あわせたデータのため、平均値はありません</td> </tr> </tbody> </table>			R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	124.3	119.1	119.7	113.9	114.5	平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																						
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	124.3	119.1	119.7	113.9	114.5																																
平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																																				
公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業																																				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>130.8</td> <td>116.6</td> <td>116.8</td> <td>112.2</td> <td>110.4</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>107.3</td> <td>107.9</td> <td>109.8</td> <td>105.8</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	130.8	116.6	116.8	112.2	110.4	平均値	107.3	107.9	109.8	105.8	※	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>108.3</td> <td>125.5</td> <td>127.4</td> <td>118.5</td> <td>125.6</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>102.7</td> <td>105.8</td> <td>104.1</td> <td>102.0</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値はまだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	108.3	125.5	127.4	118.5	125.6	平均値	102.7	105.8	104.1	102.0	※
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	130.8	116.6	116.8	112.2	110.4																																
平均値	107.3	107.9	109.8	105.8	※																																
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	108.3	125.5	127.4	118.5	125.6																																
平均値	102.7	105.8	104.1	102.0	※																																

表 3-3 【経営の健全性・効率性】 使用料水準の適切性：経費回収率

<p>②経費回収率 (%) (望ましい向き「↑」)</p>	$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$																																				
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す 																																				
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われています ・ 適切な使用料収入の確保ができていないか分析します 																																				
<div style="text-align: center;"> <p>②経費回収率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>93.5</td> <td>96.2</td> <td>95.1</td> <td>91.4</td> <td>88.1</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td colspan="5" style="border: 1px solid black; text-align: center;">2事業あわせたデータのため、平均値はありません</td> </tr> </tbody> </table> </div>			R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	93.5	96.2	95.1	91.4	88.1	平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																						
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	93.5	96.2	95.1	91.4	88.1																																
平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																																				
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>94.5</td> <td>86.6</td> <td>89.5</td> <td>86.3</td> <td>84.2</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>92.1</td> <td>94.8</td> <td>99.9</td> <td>95.0</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	94.5	86.6	89.5	86.3	84.2	平均値	92.1	94.8	99.9	95.0	※	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>87.3</td> <td>173.0</td> <td>127.2</td> <td>119.5</td> <td>107.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>71.8</td> <td>73.4</td> <td>82.5</td> <td>81.8</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	87.3	173.0	127.2	119.5	107.5	平均値	71.8	73.4	82.5	81.8	※
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	94.5	86.6	89.5	86.3	84.2																																
平均値	92.1	94.8	99.9	95.0	※																																
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	87.3	173.0	127.2	119.5	107.5																																
平均値	71.8	73.4	82.5	81.8	※																																

表 3-4 【経営の健全性・効率性】 費用の効率性：汚水処理原価

<p>③汚水処理原価（円） （望ましい向き「↓」）</p>	<p>汚水処理原価（円） = $\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}} \times 100$</p>																								
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す 																								
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明確な数値基準はありません ・ 経年比較や類似団体との比較等を行います ・ 高い値の場合は、投資の効率化や維持管理費の削減といった経営改善が必要です 																								
<div style="text-align: center;"> <p>③汚水処理原価（円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>105.8</td> <td>101.0</td> <td>103.0</td> <td>105.9</td> <td>110.6</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td colspan="5" style="border: 1px solid black;">2 事業あわせたデータのため、平均値はありません</td> </tr> </table> </div>		三芳町	105.8	101.0	103.0	105.9	110.6	平均値	2 事業あわせたデータのため、平均値はありません																
三芳町	105.8	101.0	103.0	105.9	110.6																				
平均値	2 事業あわせたデータのため、平均値はありません																								
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>104.6</td> <td>104.3</td> <td>101.8</td> <td>104.3</td> <td>107.6</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>133.0</td> <td>129.9</td> <td>126.9</td> <td>101.0</td> <td>※</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>	三芳町	104.6	104.3	101.8	104.3	107.6	平均値	133.0	129.9	126.9	101.0	※	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>113.2</td> <td>80.2</td> <td>110.0</td> <td>115.7</td> <td>129.4</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>228.5</td> <td>224.9</td> <td>190.5</td> <td>193.6</td> <td>※</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>	三芳町	113.2	80.2	110.0	115.7	129.4	平均値	228.5	224.9	190.5	193.6	※
三芳町	104.6	104.3	101.8	104.3	107.6																				
平均値	133.0	129.9	126.9	101.0	※																				
三芳町	113.2	80.2	110.0	115.7	129.4																				
平均値	228.5	224.9	190.5	193.6	※																				

表 3-5 【経営の健全性・効率性】 施設の効率性：水洗化率

<p>④水洗化率 (%) (望ましい向き「↑」)</p>	$\text{水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$																																				
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標 																																				
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入適正化を図るため、水洗化率向上の取組が必要です 																																				
<div style="text-align: center;"> <p>④水洗化率 (%)</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>96.3</td> <td>96.3</td> <td>96.4</td> <td>99.0</td> <td>99.1</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td colspan="5">2事業あわせたデータのため、平均値はありません</td> </tr> </tbody> </table> </div>			R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	96.3	96.3	96.4	99.0	99.1	平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																						
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	96.3	96.3	96.4	99.0	99.1																																
平均値	2事業あわせたデータのため、平均値はありません																																				
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>99.9</td> <td>100.0</td> <td>100.0</td> <td>99.5</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>96.0</td> <td>96.0</td> <td>95.7</td> <td>98.1</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	99.9	100.0	100.0	99.5	99.5	平均値	96.0	96.0	95.7	98.1	※	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三芳町</td> <td>75.3</td> <td>75.2</td> <td>75.3</td> <td>95.7</td> <td>96.5</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>83.8</td> <td>84.2</td> <td>88.2</td> <td>88.4</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>		R1	R2	R3	R4	R5	三芳町	75.3	75.2	75.3	95.7	96.5	平均値	83.8	84.2	88.2	88.4	※
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	99.9	100.0	100.0	99.5	99.5																																
平均値	96.0	96.0	95.7	98.1	※																																
	R1	R2	R3	R4	R5																																
三芳町	75.3	75.2	75.3	95.7	96.5																																
平均値	83.8	84.2	88.2	88.4	※																																

表 3-6 【老朽化の状況】 資産の老朽度合：有形固定資産減価償却率

<p>⑤有形固定資産減価償却率 (%)</p>	<p>有形固定資産減価償却率 (%) =</p> $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$																								
<p>【指標の意味】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標 																								
<p>【分析の考え方】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 明確な数値基準はありません 経年比較や類似団体との比較等を行います 高い値の場合は、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等が必要です 																								
<p style="text-align: center;">⑤有形固定資産減価償却率 (%) ■ 三芳町 ■ 平均値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>3.9</td> <td>7.9</td> <td>11.7</td> <td>15.6</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td colspan="5" style="border: 1px solid black;">2 事業あわせたデータのため、平均値はありません</td> </tr> </table>		三芳町	3.9	7.9	11.7	15.6	19.4	平均値	2 事業あわせたデータのため、平均値はありません																
三芳町	3.9	7.9	11.7	15.6	19.4																				
平均値	2 事業あわせたデータのため、平均値はありません																								
<p>公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>4.4</td> <td>8.8</td> <td>13.0</td> <td>17.4</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>8.6</td> <td>20.2</td> <td>22.3</td> <td>26.4</td> <td>※</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>	三芳町	4.4	8.8	13.0	17.4	21.6	平均値	8.6	20.2	22.3	26.4	※	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>三芳町</td> <td>3.4</td> <td>6.8</td> <td>10.2</td> <td>13.6</td> <td>16.9</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>24.7</td> <td>21.4</td> <td>31.7</td> <td>32.6</td> <td>※</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※平均値まだ公表されていません</p>	三芳町	3.4	6.8	10.2	13.6	16.9	平均値	24.7	21.4	31.7	32.6	※
三芳町	4.4	8.8	13.0	17.4	21.6																				
平均値	8.6	20.2	22.3	26.4	※																				
三芳町	3.4	6.8	10.2	13.6	16.9																				
平均値	24.7	21.4	31.7	32.6	※																				

3-3. まとめ

<全体総括>

- 下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさが増えています。今後、損益・資産を把握することにより適切な投資を行い、事業の継続をするよう適切な経営努力をする必要があります。

<指標分析>

- 「経常収支比率」については2事業において100%以上を維持していますが、現状として、使用料収入は人口減少により減少傾向にあり、一般会計からの繰入金に依存する部分があります。また、今後下水道施設の更新投資等による汚水処理費の増額が見込まれ、収入の減少と相まって、財政運営が厳しくなることが予想されることから、現在の収益の積立等により今後の施設更新事業に備える必要があると考えられます。
- 「経費回収率」は下水道事業全体としては100%を下回り、法適用初年度以降、毎年前年度よりも下回った比率で推移しています。使用料収入の減少に加えて、施設更新事業による汚水処理費の増加による影響で、今後使用料改定を検討していかなければならない時期が差し迫っているといえます。
- 「汚水処理原価」は毎年前年度より増加しています。近年の急激な物価高騰や節水等による有収水量の減少が要因とみられますが、汚水処理費は流域維持管理負担金の割合が多いため削減も難しく、水洗化率が高い比率にあることから急激な有収水量の増加も見込めず厳しい状況です。
- 「水洗化率」がすでに100%に近いため、新規接続による使用料収入の増加を見込むことは難しい状況です。
- 「有形固定資産減価償却率」は年々急激に増加しています。特に管路施設では計画期間内に耐用年数を超過する管路が増加し、更なる老朽化対策が必要となってくるため、今後は適切に更新を行う必要があります。

4. 将来の事業環境

4-1. 将来予測の方法

将来予測の概要と手順を以下に示します（表 4-1）。

将来人口は、「三芳町人口ビジョン（改訂版）」（令和 6 年 3 月）の予測結果を用いました。有収水量は、過去の実績傾向をふまえて予測しました。

表 4-1 水需要予測の概要

項目	概要
推計期間	令和 7 年度～令和 16 年度
行政区域内人口の推計方法	人口ビジョンにおける将来推計による
処理区域内人口の推計方法	令和 16 年度普及率目標値（公共：85%、特環：14.0%）を見込んだ推移
水洗便所設置済人口の推計方法	令和 5 年度決算における水洗化率より算出
有収水量の推計方法	令和 16 年度有収率目標値（公共：90.0%、特環：90.0%）を見込んだ推移

4-2. 将来人口(行政区域内人口)の予測

本町の人口は、団塊世代が多い人口構成であり、少子・高齢化がすすむと、将来的に自然動態による減少が大きくなると考えられます。コーホート要因法による人口推計によると、令和 22 年（2040 年）には 3.6 万人を切り、令和 42 年（2060 年）には 3.2 万人まで人口が減少することが見込まれます。そこで、今後、出生率の向上及び社会移動に関する対策を講じることにより、令和 42 年においても、3 万人台の人口を維持することを目標としています。本計画では、三芳町人口ビジョンの目標人口を将来人口として用います（表 4-2、図 4-1）。

表 4-2 人口ビジョンの目標人口における前提条件

自然増減（合計特殊出生率）	社会増減
令和 22 年に 1.78 を達成	昼間人口の夜間人口化（職住接近の推進）による優良住宅地の供給等により、20 代から 40 代を中心としながら幅広い世代の転入、定住を促進

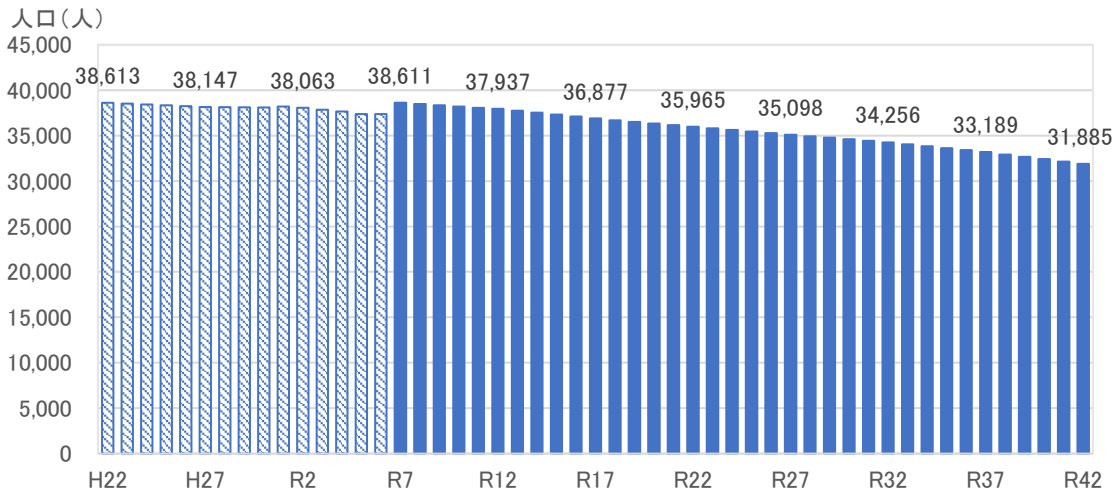


図 4-1 将来人口の見通し

4-3. 処理区域内人口の予測

処理区域内人口と普及率の実績を図 4-2 に示します。下水道事業全体の普及率は、令和 5 年度時点で 95.0%となっています。

将来の処理区域内人口は、行政区域内人口に普及率を乗じて算出され、今後は処理区域内人口が減少するものの令和 16 年度末時点で普及率は 99.0%を達成する見込みです。

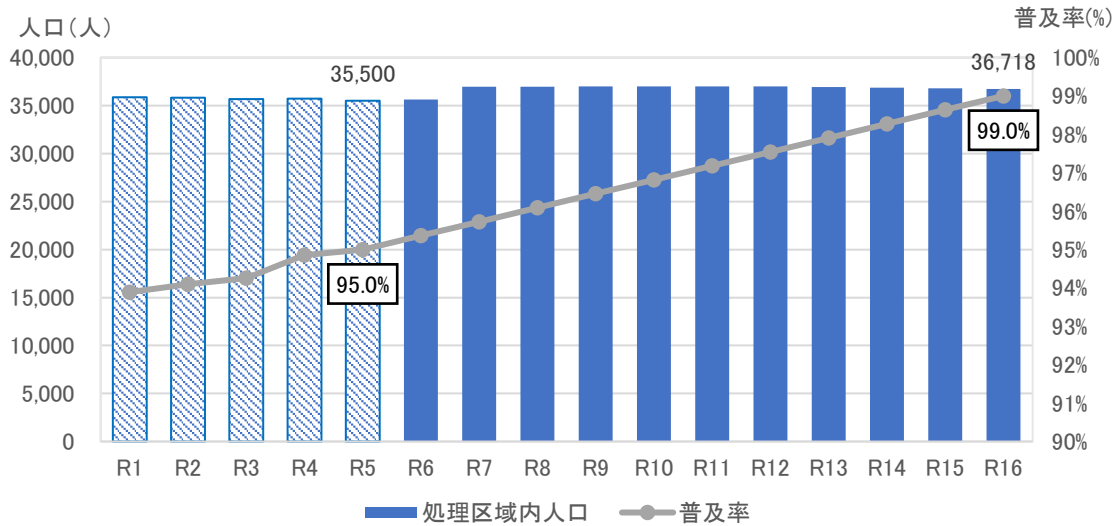


図 4-2 処理区域内人口の見通し

4-4. 有収水量の予測

有収水量と有収率の実績及び計画期間内見通しを図 4-3 に示します。

有収率とは、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水の割合を示します。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であるということになります。算式は以下のとおりです。

$$\text{有収率 (\%)} = \text{年間有収水量} \div \text{年間汚水処理水量} \times 100$$

本町では今後、年間総処理水量が微減にて推移する見込みであり、これに伴い年間有収水量も同じように推移する見込みです。また、有収率としては今後令和 16 年度にかけて 90.0%まで増加を見込んでいます。今後も不明水について継続して調査していきます。

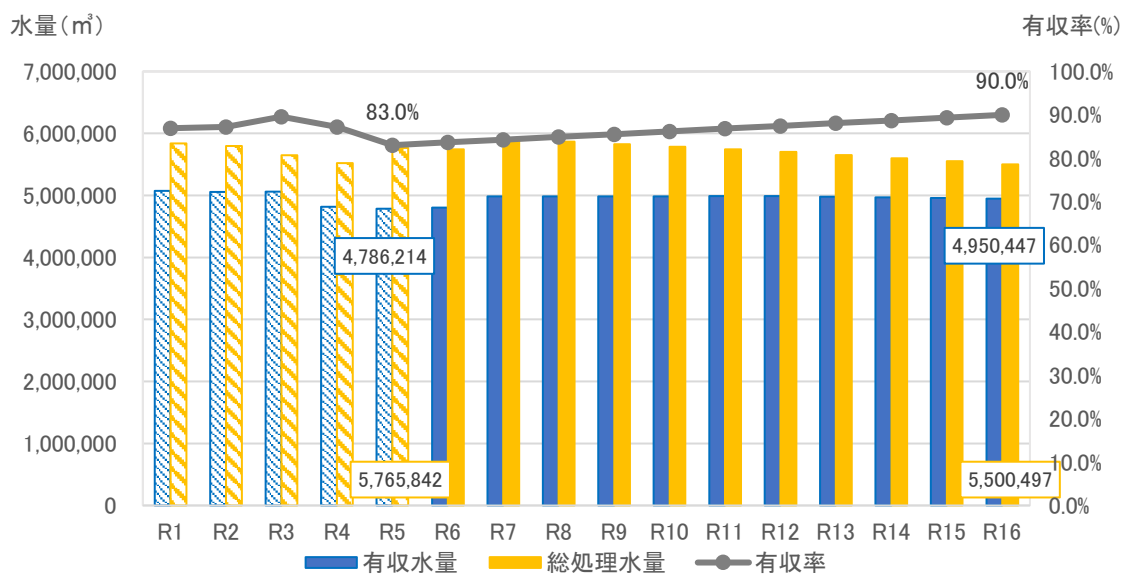


図 4-3 有収水量及び有収率の見通し

5. 経営の基本方針

町の最上位計画である総合計画の目指す将来像「共に創ろうひと・まち・みどりがつながる幸せのまち」を実現するための分野別基本方針「安心して便利に暮らせるまち」を達成すべく、以下のとおり基本方針を定めます。

安全・安心の確保を行いつつ、持続可能な事業運営を継続する

6. 投資・財政計画

6-1. 計画の策定方法等

収支計画策定の中で算出した必要経費等を基に、その対象期間内における財政見通しを策定しました。収支計画の策定方法は、次のとおりです。また、表 6-1 に経営戦略における収支計画策定条件の概要を示します。

<収支計画の策定方法>

- 対象期間を令和 7 年度から令和 16 年度としました。
- 令和 7 年度以降の経費等は、令和 3 年度から令和 5 年度までの決算の 3 ヶ年平均に物価上昇率を考慮して推計を作成しました。
- 年次別の建設改良費を後述の投資計画から設定し、将来の減価償却費を算定しました。
- 企業債の借入金額から、将来の企業債償還金と支払利息を算定しました。

表 6-1 経営戦略における収支計画策定条件の概要

項目	策定条件
1.策定期間	令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間
2.使用料収入	有収水量×使用料単価にて計画
3.事業計画	年間有収水量及び水洗化率にて計画
4.資金残高	情勢の変化に対応可能となるよう確保
5.収益的収入	
営業収益	2.使用料収入の推移として計画
営業外収益	一般会計繰入金が増加傾向となるよう計画
6.収益的支出	
共通事項	毎年 0.9%の物価上昇率を考慮した推移として計画
人件費	今後組織改編の予定がないことから、給与上昇率 0.6%のみを考慮した推移として計画
委託料	5 年に一度、ストックマネジメント計画、経営戦略見直し及び公共下水道事業計画の業務委託を考慮
流域下水道維持管理負担金	雨水幹線分は、本町負担分を費用全体の 16.5%として計上。 流域負担分は、総処理水量×県単価として計上
減価償却費等	計画期間で更新工事等を加味した計画
支払利息	計画期間での起債を考慮した計画
7.損益	老朽化状況も加味し、内部留保資金確保として計画

8. 資本的収入			
企業債	<p>投資計画の更新事業に対する財源は、事業費の 1/4 を企業債、1/2 を国庫補助金、残りを内部資金として充当 流域下水道事業費については、起債率 50% 起債条件は以下の設定</p> <table border="1"> <tr> <td>起債条件</td> <td>元利均等、据置なし、利率 2.50%、 管渠 30 年、ポンプ場機器 20 年、 流域建設 30 年償還</td> </tr> </table>	起債条件	元利均等、据置なし、利率 2.50%、 管渠 30 年、ポンプ場機器 20 年、 流域建設 30 年償還
起債条件	元利均等、据置なし、利率 2.50%、 管渠 30 年、ポンプ場機器 20 年、 流域建設 30 年償還		
他会計負担金	繰出基準に基づく基準内繰入金として計上		
他会計補助金	下水道事業全体の繰入総額をもとに調整した額を、基準外繰入金として計上		
国庫補助金	計画期間における更新工事等の財源として計上		
9. 資本的支出			
建設改良費	ストックマネジメント計画における推移		
企業債償還金	過年度償還及び計画期間の起債償還として計上		
10. 資金収支			
損益勘定留保資金	補填財源として計上		
資本的収支不足額	収支バランスを考慮		
企業債残高	「企業債」の条件により積算		

6-2. 投資・財政計画(収支計画)

収益的収支について、令和7年度以降の使用料収入は有収水量の微減に伴い減少傾向にある一方で、維持管理費等の経費が物価上昇などの影響で増加傾向にあることから、計画期間後半にかけて収益的支出の方が多くなっていく推移となっています(図6-1、表6-2)。

資本的収支については、令和7年度以降ストックマネジメント計画等に基づく事業計画値を見込んでおり、年度によって増減がありますが、資本的収支不足額に充てる補てん財源は不足することなく推移する見込みです(図6-2、表6-3)。

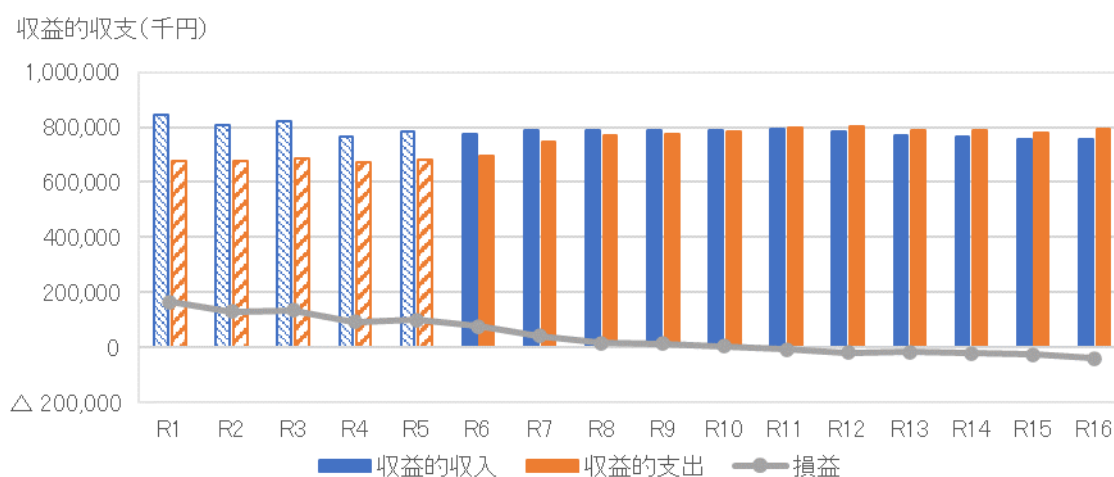


図 6-1 投資・財政計画(収益的収支)

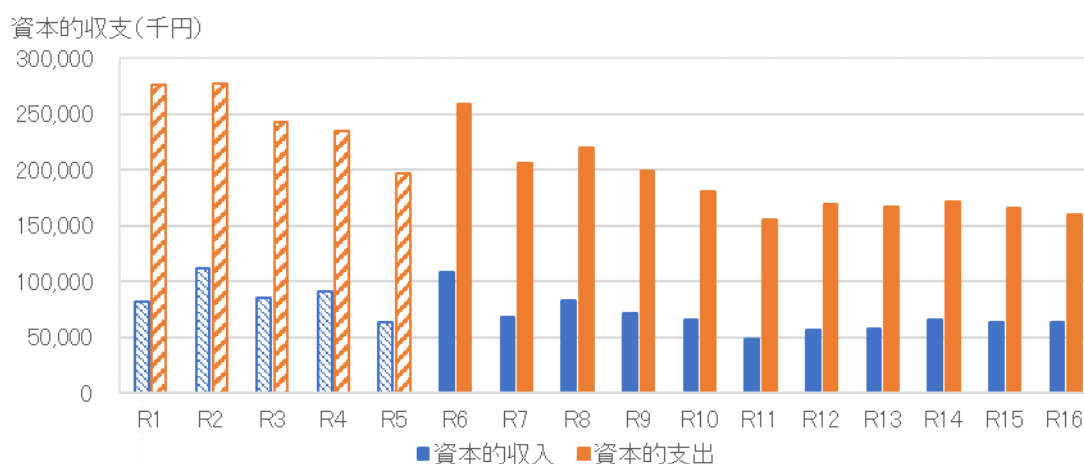


図 6-2 投資・財政計画(資本的収支)

表 6-2 投資・財政計画（収益の収支）

（単位：千円）

区 分	年 度	前々年度 （ 決 算 ）	前年度 〔 決 算 込 〕	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	466,808	468,213	455,913	486,895	487,081	487,254	487,427	487,556	487,673	486,797	485,890	485,009	484,045
	(1) 料 金 収 入	466,191	466,358	455,321	485,611	485,797	485,970	486,143	486,272	486,389	485,513	484,605	483,724	482,760
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	617	1,855	592	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284	1,284
	2. 営 業 外 収 益	299,624	313,780	317,317	299,420	300,802	299,981	299,841	303,748	294,516	282,598	280,972	268,970	270,484
	(1) 補 助 金	104,089	109,785	119,103	104,964	106,353	106,206	106,882	111,457	103,377	93,757	94,300	84,674	88,605
	他 会 計 補 助 金	103,089	106,185	117,103	102,473	102,386	101,300	101,847	99,110	99,615	89,995	90,538	80,912	81,343
	そ の 他 補 助 金	1,000	3,600	2,000	2,491	3,967	4,906	5,035	12,347	3,762	3,762	3,762	3,762	7,262
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	191,076	191,156	191,942	182,611	182,604	181,930	181,114	180,446	179,294	176,996	174,827	172,451	170,034
	(3) そ の 他	4,459	12,839	6,272	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845	11,845
収 入 計 (C)	766,432	781,993	773,230	786,315	787,883	787,235	787,268	791,304	782,189	769,395	766,861	753,978	754,528	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	643,636	657,978	676,098	724,402	752,352	754,178	764,096	781,314	785,059	770,535	771,288	764,187	777,528
	(1) 職 員 給 与 費	20,264	26,006	23,703	22,039	28,712	28,886	29,060	29,235	29,410	29,587	29,765	29,944	30,123
	基 本 給	12,063	14,603	12,830	12,926	16,676	16,777	16,878	16,980	17,082	17,185	17,288	17,392	17,496
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	8,201	11,403	10,873	9,114	12,036	12,109	12,182	12,255	12,328	12,402	12,477	12,552	12,627
	(2) 経 費	256,326	263,986	282,753	332,193	353,188	354,806	364,977	382,769	387,936	376,734	381,558	379,980	400,224
	動 力 費	1,430	1,219	0	1,934	1,263	1,265	1,269	1,269	1,271	1,271	1,270	1,270	1,269
	修 繕 費	12,944	11,400	5,529	28,730	19,325	20,382	20,525	21,579	30,362	20,963	27,566	27,716	27,867
	材 料 費	805	3,886	5,308	2,217	2,237	2,257	2,277	2,297	2,318	2,339	2,360	2,381	2,402
	そ の 他	241,147	247,481	274,916	299,312	330,363	330,902	340,908	357,624	353,985	352,161	350,362	348,613	368,686
(3) 減 価 償 却 費	367,046	367,986	369,048	370,170	370,452	370,486	370,059	369,310	367,713	364,214	359,965	354,263	347,181	
(4) 資 産 減 耗 費	0	0	594	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他 営 業 費 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2. 営 業 外 費 用	29,075	25,117	21,124	20,513	19,375	18,844	18,318	17,831	17,138	16,805	16,534	16,462	16,444	
(1) 支 払 利 息	25,275	21,154	18,124	16,507	15,369	14,838	14,312	13,825	13,132	12,799	12,528	12,456	12,438	
(2) そ の 他	3,800	3,963	3,000	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	4,006	
支 出 計 (D)	672,711	683,095	697,222	744,915	771,727	773,022	782,414	799,145	802,197	787,340	787,822	780,649	793,972	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	93,721	98,898	76,008	41,400	16,156	14,213	4,854	△ 7,841	△ 20,008	△ 17,945	△ 20,961	△ 26,671	△ 39,444	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	181	181	181	181	181	181	181	181	181	181	
特 別 損 失 (G)	226	7	215	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 226	△ 7	△ 215	104	104	104	104	104	104	104	104	104	104	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	93,495	98,891	75,793	41,504	16,259	14,316	4,958	△ 7,737	△ 19,904	△ 17,841	△ 20,857	△ 26,567	△ 39,340	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	93,493	98,892	75,793	37,871	△ 23,437	△ 85,602	△ 156,537	△ 239,620	△ 385,519	△ 539,762	△ 688,594	△ 834,819	△ 1,011,990	
流 動 資 産 (J)	1,086,311	1,245,299	1,361,018	1,463,800	1,533,123	1,613,466	1,696,575	1,772,974	1,831,873	1,897,168	1,961,251	2,020,732	2,066,893	
う ち 未 収 金	92,980	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	96,675	
流 動 負 債 (K)	203,229	199,946	191,724	187,838	174,672	165,747	161,569	155,373	148,825	141,994	137,215	132,683	127,494	
う ち 建 設 改 良 費 分	151,061	132,720	117,966	106,956	98,227	89,255	85,204	79,944	75,249	68,612	63,900	59,572	54,637	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	49,846	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	64,178	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	5	18	32	49	79	111	142	172	209	
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	466,808	468,213	455,913	486,895	487,081	487,254	487,427	487,556	487,673	486,797	485,890	485,009	484,045	
地方財政法による 資 金 不 足 の 比 率 ((L) / (M) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)														
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)														

表 6-3 投資・財政計画（資本的収支及び他会計繰入金）

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 決 算 見 込	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	42,400	29,400	51,900	40,400	50,000	41,300	36,900	25,500	36,000	36,400	39,400	38,900	38,800
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	34,240	25,865	14,733	15,494	15,810	7,444	7,485	662	636	619	594	577	554
	4. 他 会 計 負 担 金	12,671	7,950	8,164	12,033	11,804	11,256	10,668	10,228	9,749	9,386	8,868	8,511	8,103
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国（都道府県）補助金	2,000	0	33,000	0	5,400	11,300	10,300	12,100	9,800	10,800	16,600	15,700	15,400
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	91,311	63,215	107,797	67,927	83,014	71,300	65,353	48,490	56,185	57,205	65,462	63,688	62,857	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	91,311	63,215	107,797	67,927	83,014	71,300	65,353	48,490	56,185	57,205	65,462	63,688	62,857	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	65,407	46,148	125,734	88,239	113,030	101,492	91,864	70,747	89,641	91,596	103,311	101,637	100,964
	うち 職員給与費	6,800	7,670	7,029	7,099	7,170	7,242	7,314	7,387	7,461	7,536	7,611	7,687	7,764
	2. 企 業 債 償 還 金	169,912	151,061	132,720	117,966	106,956	98,227	89,255	85,204	79,944	75,249	68,612	63,900	59,572
	3. 他 会 計 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	235,319	197,209	258,454	206,205	219,986	199,719	181,119	155,951	169,585	166,845	171,923	165,537	160,536	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	144,008	133,994	150,657	138,278	136,972	128,419	115,766	107,461	113,400	109,640	106,461	101,849	97,679	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	140,582	131,791	139,225	132,562	128,482	120,969	109,633	102,641	81,787	59,414	49,460	46,522	29,390
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	25,085	43,492	49,161	47,612	60,603
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	3,426	2,203	11,432	5,716	8,490	7,450	6,133	4,820	6,528	6,734	7,840	7,715	7,686
計 (F)	144,008	133,994	150,657	138,278	136,972	128,419	115,766	107,461	113,400	109,640	106,461	101,849	97,679	
補填財源不足額 (E)-(F) (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	1,388,017	1,266,356	1,185,536	1,107,970	1,051,014	994,087	941,732	882,028	838,084	799,235	770,023	745,023	724,251	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分		前々年度 （ 決 算 ）	前年度 決 算 見 込	本年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
取 益 的 収 支 分	計	103,089	106,185	117,103	102,473	102,386	101,300	101,847	99,110	99,615	89,995	90,538	80,912	81,343
	うち 基準内繰入金	78,964	85,463	96,385	86,819	87,858	87,348	88,433	91,157	88,774	87,656	87,780	79,562	79,991
	うち 基準外繰入金	24,125	20,722	20,718	15,654	14,528	13,952	13,414	7,953	10,841	2,339	2,758	1,350	1,352
資 本 的 収 支 分	計	46,911	33,815	22,897	27,527	27,614	18,700	18,153	10,890	10,385	10,005	9,462	9,088	8,657
	うち 基準内繰入金	12,671	7,950	8,164	12,033	11,804	11,256	10,668	10,228	9,749	9,386	8,868	8,511	8,103
	うち 基準外繰入金	34,240	25,865	14,733	15,494	15,810	7,444	7,485	662	636	619	594	577	554
合 計		150,000	140,000	140,000	130,000	130,000	120,000	120,000	110,000	110,000	100,000	100,000	90,000	90,000

1) 今後の経営指標の推移

課題1 : 経営環境の変化

下水道事業は大規模な先行投資が必要なことから、本町の財政運営に大きな影響を与えます。さらに今後は、人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来を踏まえ、下水道事業をめぐる経営環境は益々厳しくなることが見込まれています(図 6-3)。

このため、未普及地域においては、地域の特性に応じた最適な事業手法を選択し、計画的かつ効率的な整備を行うよう、現在、事業計画の見直しを行っています。また、事業の経営に当たっては、人口減少や将来の需要予測等を踏まえ、投資及び維持管理の両面にわたって徹底した効率化・合理化に取り組んでいく必要があります。

課題1 人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の本格的な更新時期の到来により、下水道事業をめぐる経営環境がますます厳しくなる可能性があります。

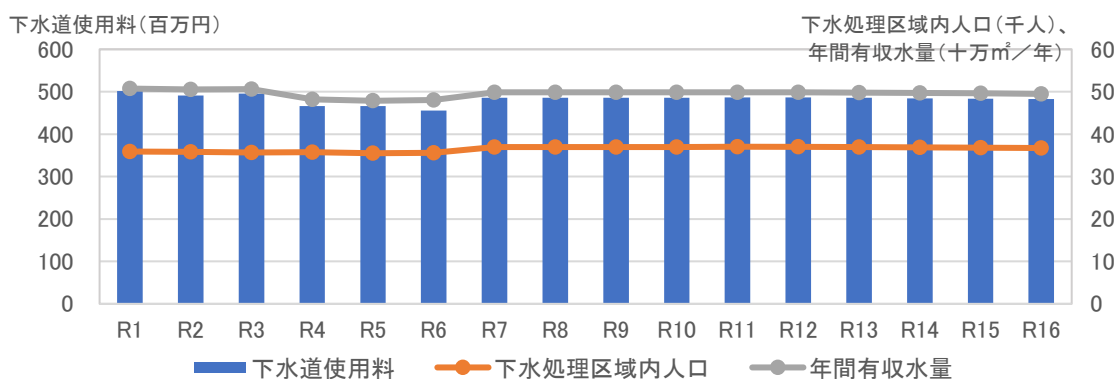


図 6-3 今後の使用料収入、処理区域内人口及び有収水量

課題2 : 施設の老朽化

本町の下水道施設は、事業開始から約 48 年(特定環境保全公共下水道事業は約 31 年)が経過しています。管路施設は、国交省の調べによりますと、令和 4 年度の下水道管路に起因する道路陥没は年間 2,600 件発生しており、布設後 40 年を経過すると陥没箇所が増加する傾向があります。また、ポンプ場施設は管路施設に比べ耐用年数が短いことから計画的な施設の更新が必要になります。このような状況の中、下水道施設の老朽化対策を適切に行うためには、下水道施設全体で中長期的に施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する必要があります。そこで本町では令和 6 年度に下水道施設の予防保全的な管理への転換を目的として、ストックマネジメント計画を改定しました。ストックマネジメントの考えを取り入れることで、下水道施設の耐用年数の延伸とライフサイクルコストの最小化を図ることができます。今後は、ストックマネジメント計画に基づき計画的に施設の維持管理・更新を行っていきます。

課題2 老朽化対策等に必要な資金を確保できないおそれがあり、この状態が続けば、老朽化した施設が増大し、町民の生活に悪影響を及ぼすリスクが高まります。

2) 投資計画

下水道事業の投資計画（管路・ポンプ）については、下表 6-4 のとおりです。10 年間の投資予定総額を 9.5 億円としており、その内訳として管路施設（改築）3.2 億円、ポンプ施設（更新）4.2 千万円、流域建設負担金 5.1 億円程度を見込んでいます。

表 6-4 投資計画の概要

年次計画概要		(単位:千円)										計
		2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	
管路施設	改築	4,840	25,140	37,530	31,830	35,360	30,980	32,860	42,000	42,000	42,000	324,540
ポンプ施設	更新	12,300	8,720	8,720	8,720	0	0	0	2,500	750	0	41,710
流域建設負担金		64,000	72,000	48,000	44,000	28,000	51,200	51,200	51,200	51,200	51,200	512,000
建設総係費		7,099	7,170	7,242	7,314	7,387	7,461	7,536	7,611	7,687	7,764	74,271
投資予定額合計		88,239	113,030	101,492	91,864	70,747	89,641	91,596	103,311	101,637	100,964	952,521

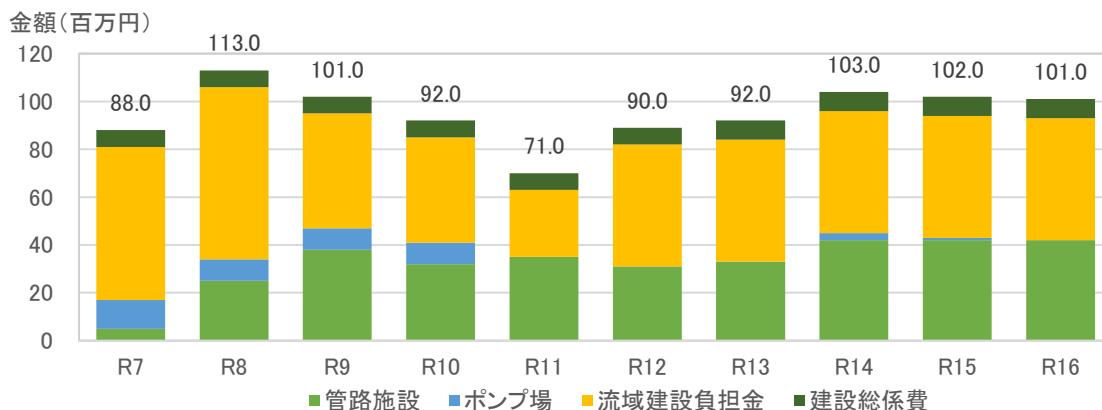


図 6-4 今後 10 年間の投資予定額の推移

3) 財政計画

①歳出の推移

下水道事業の歳出としては、建設改良費、維持管理費、減価償却費、起債償還費の元金及び利子を見込んでいます。本町では今後、維持管理費が増加傾向にある一方で、元利償還費が減少する見込みです（図 6-5）。

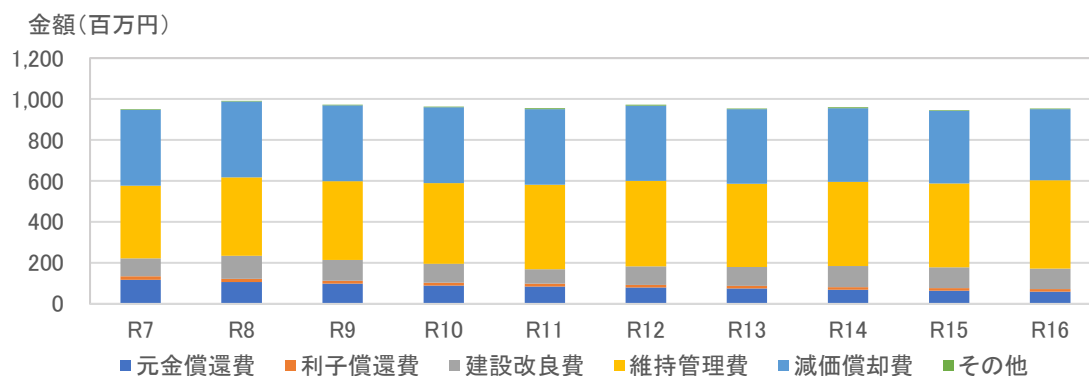


図 6-5 歳出の推移

②歳入の推移

下水道事業の歳入としては、下水道使用料や一般会計繰入金のほかに、建設事業の財源として国庫補助金、起債などがあります。建設事業の財源となる補助金や起債は、工事費に比例して増減する見込みです（図 6-6）。

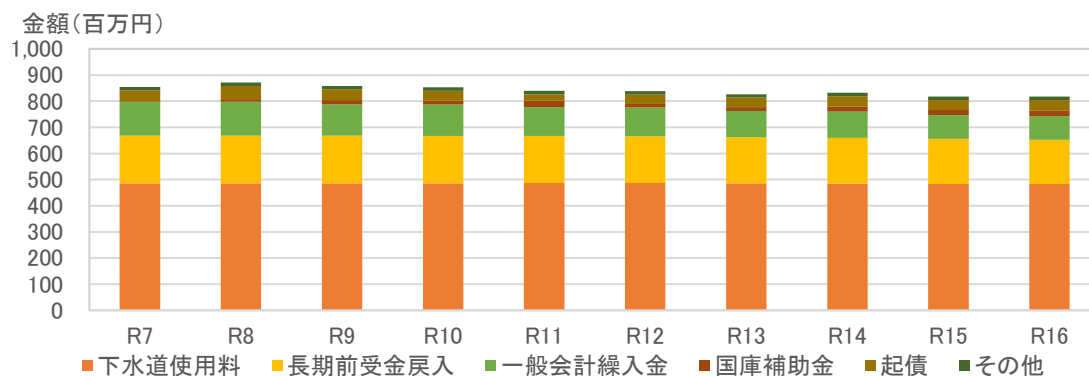


図 6-6 歳入の推移

企業債残高については、徐々に減少していく見込みです（図 6-7）。

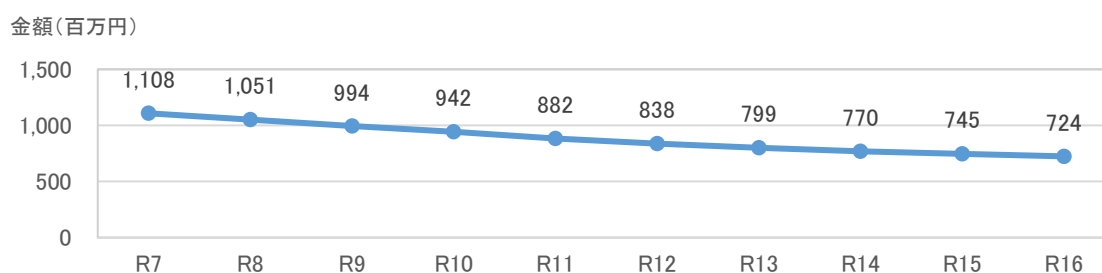


図 6-7 企業債残高の推移

4) 事業推移

一般会計繰入金は、基準内繰入金及び基準外繰入金を含めた総額として、令和7年度の約1.3億円から令和16年度には90百万円まで減少する見込みです（図 6-8）。

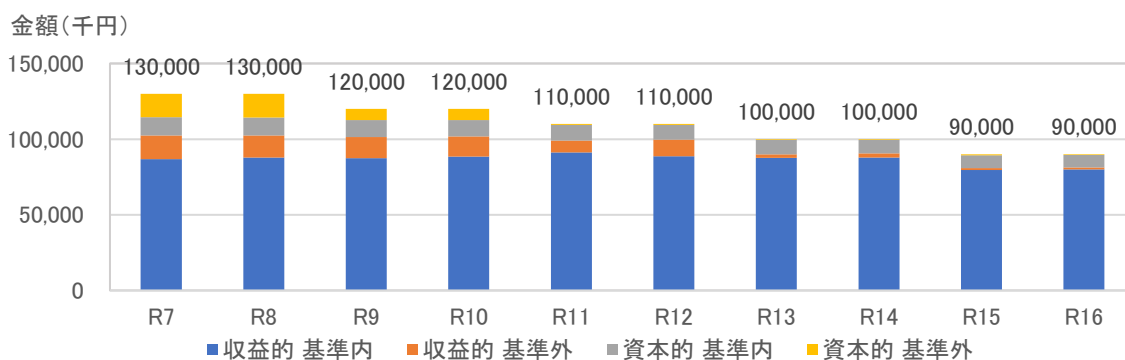


図 6-8 一般会計繰入金の推移

資金残高は、元金償還を目的とする減債積立金を除き毎年一定程度の範囲にて増加する見込みです(図 6-9)。また、後述する有形固定資産減価償却率(図 6-16 有形固定資産減価償却率の推移)は令和 16 年度には 58.5%まで増加することから、将来的な老朽化に対する更新費用が必要となり、資金残高は将来世代に対しての資金という考えになります。

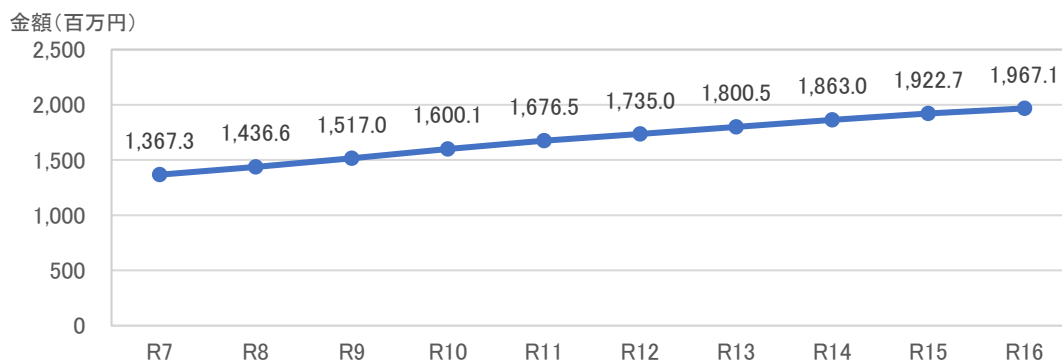


図 6-9 資金残高の推移

本町では、企業債は建設改良費の半分を起債することとしていますが、それを超える償還に伴い減少傾向にあり、これにより一般会計繰入金が増加する見込みです(図 6-10)。

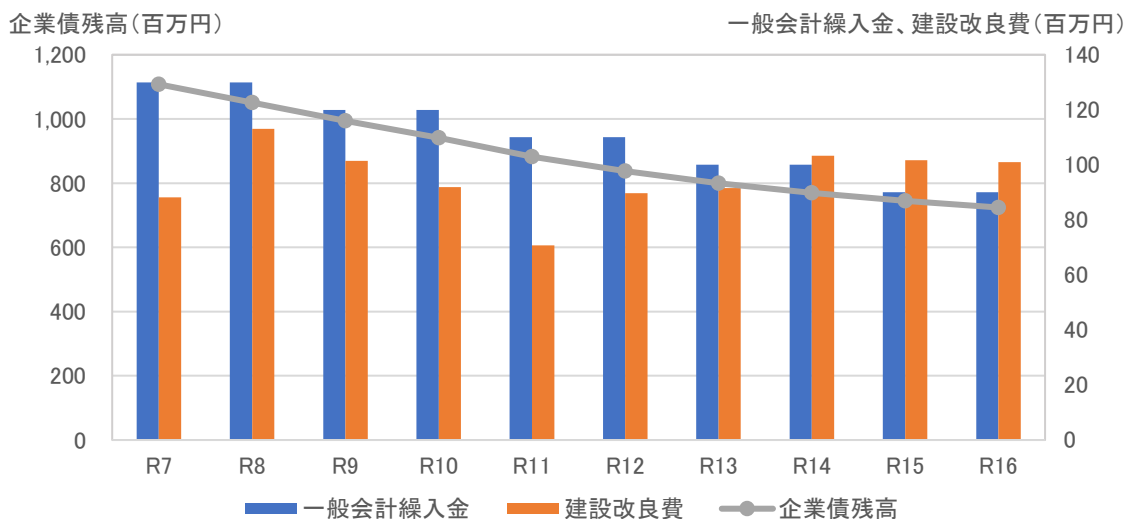


図 6-10 一般会計繰入金、建設改良費、企業債残高の推移

5) 経営の健全性・効率性

① 経常収支比率

経常収支比率は、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要となります。算式は以下のとおりです。

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \text{経常収益} \div \text{経常費用} \times 100$$

本町では、令和7年度から令和10年度まで100%以上を維持し、令和11年度以降は100%を下回り推移する見込みです。なお、今後は更新投資等の増加も予測されるため、引き続き経営改善に取り組んでいきます（図6-11）。

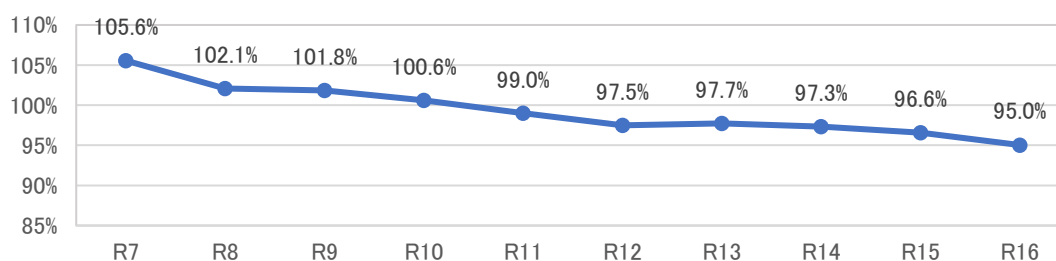


図 6-11 経常収支比率の推移

② 流動比率

流動比率は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標です。

本町では、令和7年度で779.3%であり、令和16年度にかけて1,621.2%まで上昇する見込みです（図6-12）。

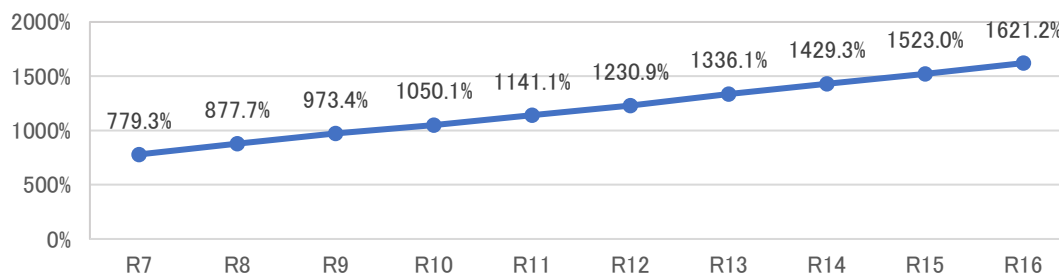


図 6-12 流動比率の推移

③経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要であり、数値が100%を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減が必要となります。

本町では、計画期間内に污水处理費の削減に努めていきますが、令和7年度以降100%を下回る水準で推移し、令和16年度には78.7%となる見込みです。今後は、さらなる経営努力を行っていきます（図6-13）。

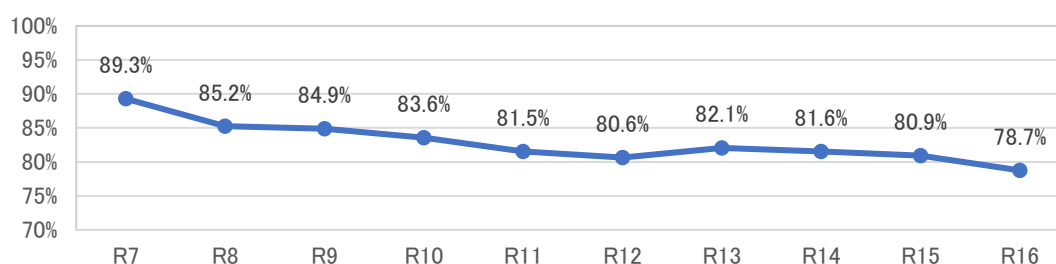


図 6-13 経費回収率の推移

④污水处理費

污水处理費の推移については、下図のとおりです。このうち、資本費は横ばいで推移しますが、維持管理費は令和7年度の3.5億円から令和16年度には4.2億円に増加する見込みです（図6-14）。

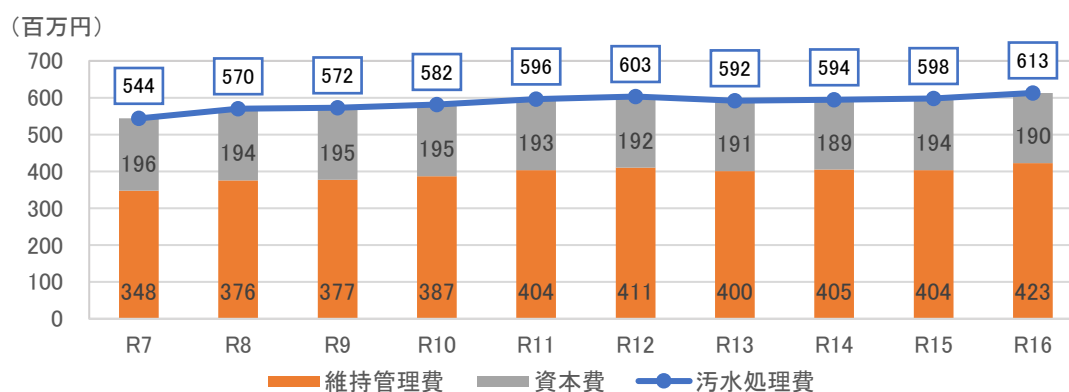


図 6-14 污水处理費の推移

⑤水洗化率

水洗化率は、それぞれの処理区域内で実際に下水道に接続している人口の割合です。算式は以下のとおりです。

$$\text{水洗化率 (\%)} = \text{水洗化人口 (人)} \div \text{処理区域内人口 (人)} \times 100$$

今後計画期間後半年度にかけて、処理区域内人口及び水洗化人口が減少傾向にあります。水洗化率としては99.1%で一定に推移する見込みです（図 6-15）。

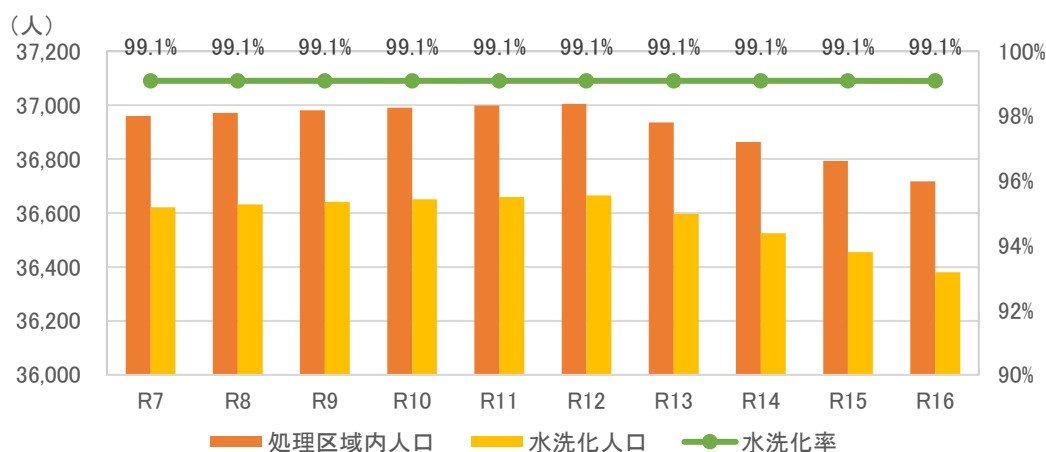


図 6-15 水洗化率の推移

⑥有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標です。

本町では、建設改良工事を計画どおりに進めたとしても、有形固定資産減価償却率は増加し、令和16年度では58.5%となります（図 6-16）。令和17年度以降も老朽化は進むため、計画的な建設投資とその財源確保が、今後とも重要となります。

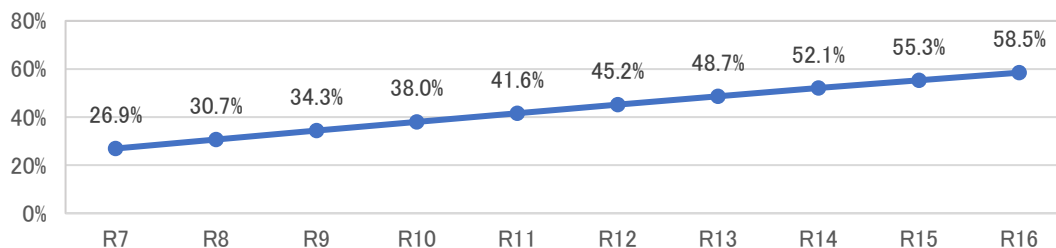


図 6-16 有形固定資産減価償却率の推移

6) 今後の目標値

本町の今後の目標値は、下表 6-5 のとおりです。

表 6-5 今後の目標

(単位：千円)

項目	現状	目標値	
	令和5年度	令和11年度	令和16年度
資金残高	1,148,823	1,676,496	1,967,142
繰入金	140,000	110,000	90,000
うち基準外繰入金	46,587	8,615	1,906
経常収支比率	114.5%	99.0%	95.0%
流動比率	622.8%	1141.1%	1621.2%
経費回収率	88.1%	81.5%	78.7%
汚水処理原価 (円/m ³)	110.6	119.6	123.8
水洗化率	99.1%	99.1%	99.1%
有形固定資産減価償却率	19.4%	41.6%	58.5%

7) 経費回収率向上に向けたロードマップ

①経営健全化に関する定量的な業績指針及び目標年限

本経営戦略の計画期間である令和7年度から令和16年度までの10年間を目標年限とし、経費回収率について令和16年度78.7%を維持することを目標とします(表6-6)。

表 6-6 経費回収率の目標

	現状 令和5年度	中間目標 令和11年度	最終目標 令和16年度
経費回収率	88.1%	81.5%	78.7%

ただし、2-2.使用料にて述べたように、下水道使用料は前回の改定から約10年が経過し、その間に汚水処理原価も増加傾向にあります。健全な事業運営のためにも、経費回収率について、さらなる高みを目指すこととします。

また、本町では今後も更新等の大規模な工事が必要となることから、財源として国からの補助金(社会資本整備総合交付金)が必要となりますが、令和2年度より以下に該当しないことが、重点配分の要件となりました(国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課の事務連絡『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項』(令和2年7月22日付)より)。

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合(図6-17)。

現在、経費回収率が80%を超過していることから、重点配分の対象となっていますが、計画期間終了時には、収益的収支において当期損失が発生し(収支がマイナスとなり)、経費回収率は80%を下回る見込みです。また、計画期間終了時の令和16年度は、平成27年度の使用料改定から19年経過することとなるため、使用料改定を行わない場合は重点配分の要件を満たさなくなります。

重点配分の要件を満たすため、今後、徹底した経費削減を行っていくことや使用料額をシミュレーションし必要に応じ使用料改定を行うことにより、経費回収率が目標値を上回る80%以上とすることを目指します。

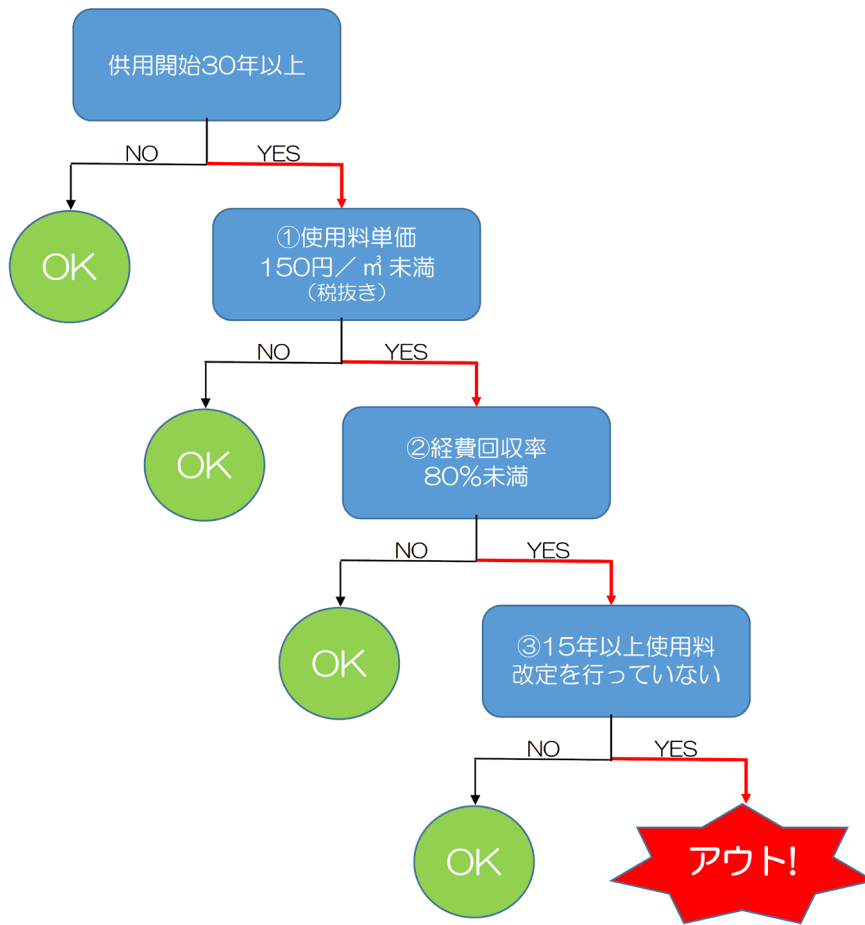


図 6-17 社会資本整備総合交付金の重点配分の要件

②経費回収率向上に向けた収入増加、支出削減のための具体的取組及び実施時期

上記に定めた経費回収率の目標を達成するため、不明水対策による有収率の向上に努めます（表 6-7）。

不明水対策は、ストックマネジメント計画で策定した修繕改築計画に基づき、テレビカメラ調査で侵入水が確認されたか所の修繕・改築を行います。また、ストックマネジメント計画の点検・調査計画に基づいて実施した点検・調査において新たに侵入水が確認されたか所についても修繕・改築計画を策定し、実施をしていきます。

表 6-7 有収率の目標

	現状 令和 5 年度	中間目標 令和 11 年度	最終目標 令和 16 年度
有収率	83.0%	86.8%	90.0%

現状、経費回収率は100%を下回っており、使用料で賄う必要がある経費が賄えていませんが、収入の減少や維持管理費、更新費用の増加などにより、今後はさらに減少する見込みとなっています。

経費回収率のさらなる向上のためには、他の財源確保や支出削減に注力することで利用者負担を最小限に抑えることを基本としますが、経費の多くは県への流域下水道維持管理負担金のため大幅な削減が困難となっています。このため、経費回収率のさらなる向上に向けては、下水道使用料の改定も検討していきます。

使用料改定シミュレーション

計画期間内では、収益的収支において当期純損失が発生する見込みとなっていますが、資金残高は、将来の更新費用等の財源として維持できている状況です。ただし、これは一般会計からの繰入金も含めた試算となっています。

また、下水道事業経営の観点からは下水道使用料にて経費を賄う（経費回収率100%以上とする）ことが原則ですが、国の補助金の重点配分の要件を満たすためには少なくとも経費回収率80%以上を維持する必要があります。

そのため、一般会計繰入金に依存した結果としての資金残高ではなく、経営の健全性から基盤強化のため定期的に使用料の見直しを検討する必要があると考えられます。

そこで、使用料の改定について検討を行いました。なお、使用料改定率は計画最終年度である令和16年度までにおいて、当期純損失が発生しないようにするために必要な使用料改定率として試算を行いました。

その結果、使用料改定率は「10%」が必要であると試算されました。

例えば、令和8年度に使用料改定を行った場合、本経営戦略と比較して増加する使用料収入は次のとおりです。使用料改定による効果として、令和8年度から令和16年度までの9年間で、4.4億円の増収が見込まれます（図6-18、表6-8）。

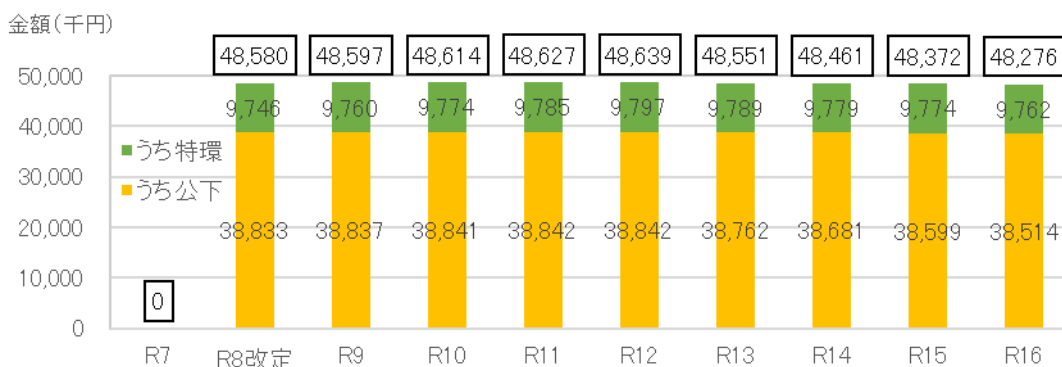


図 6-18 使用料改定後の使用料収入増加額の推移

表 6-8 使用料改定後の使用料収入増加額の推移

(千円)	R7	R8改定	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道事業	0	48,580	48,597	48,614	48,627	48,639	48,551	48,461	48,372	48,276
うち公下	0	38,833	38,837	38,841	38,842	38,842	38,762	38,681	38,599	38,514
うち特環	0	9,746	9,760	9,774	9,785	9,797	9,789	9,779	9,774	9,762

さらに、使用料改定を行った場合の経費料回収率は、次のとおり推移する見込みです。

図 6-13 経費回収率の推移と比較すると、令和 16 年度において事業全体で 78.7%である経費回収率は、使用料改定後は 86.6%まで改善することが分かります（図 6-19、表 6-9）。

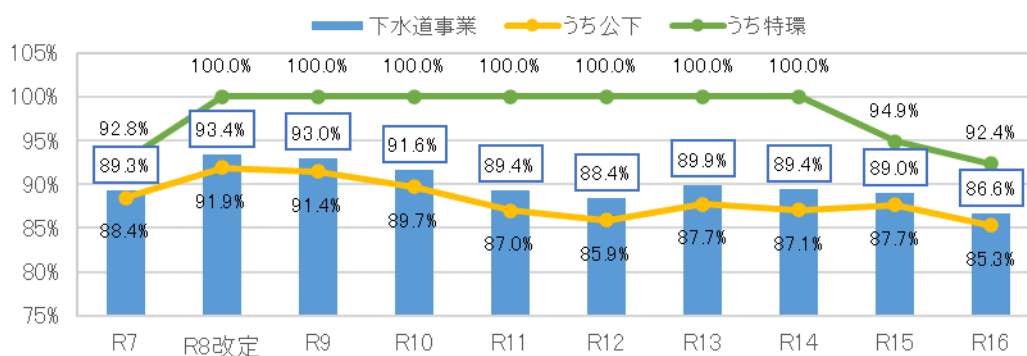


図 6-19 使用料改定後の経費回収率の推移

表 6-9 使用料改定後の経費回収率の推移

(%)	R7	R8改定	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
下水道事業	89.3%	93.4%	93.0%	91.6%	89.4%	88.4%	89.9%	89.4%	89.0%	86.6%
うち公下	88.4%	91.9%	91.4%	89.7%	87.0%	85.9%	87.7%	87.1%	87.7%	85.3%
うち特環	92.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.9%	92.4%

今後は、社会情勢や経営状況に応じて、経営基盤の強化のため、省エネ設備の導入によるコスト縮減や使用料改定による収益増加などを検討するとともに、公営企業として独立採算を確保するため、一般会計からの繰入金の削減を目指します。また使用料の改定にあたっては、厳格に原価計算を行ったうえで事業を継続するために必要な使用料を検討します。

7. 経営基盤の強化に向けた今後の取組み

➤ 広域化・共同化・最適化に関する事項

下水道事業として、事務の効率化を目指すために共同発注等を検討していきます。

➤ 投資の平準化に関する事項

本町ではストックマネジメント計画を改定しており、計画的な施設の延命化（計画的な点検・改築の実施）及び改築費用の最適化・平準化を図っていきます。

➤ 主要な経費に関する事項

職員給与費に関しては、最小限の職員数で、より良いサービスが提供できるよう適正化に努めています。また、動力費に関しては、従来から運転方法を工夫して経費削減に取り組んでおり、施設更新時に省電力の機器整備を図っています。修繕費に関しては、従来から計画的に修繕工事を実施しています。

以上の主要経費をはじめ、本町では今後も経費削減に取り組んでいきます。

➤ 民間活力の活用及び PPP/PFI

今後、全国の自治体で人口減少による収入減少などにより、公共施設の建設、維持管理、運営やサービスの提供が厳しくなっていくと考えられます。そのような中、政府はこれら公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用するため、PPP/PFI 推進アクションプランを策定しています。特に、水道事業、下水道事業及び工業用水事業においては、令和 5 年度に改定された PPP/PFI 推進アクションプランで「ウォーター PPP」を強く推進しており、下水道事業では令和 13 年度までに全国で 100 件の具体化を目標としています。

本町でも、老朽化により改築が必要な下水道施設の増加に対応するため、更なる民間活力を取り入れて業務の効率化を図るべく、ウォーター PPP についての研究・検討を行います。

➤ 脱炭素への取組

近年、地球温暖化による自然災害の激甚化、頻発化が大きな問題となっており、温室効果ガスの削減が急務となっています。

本町では、令和 4 年 3 月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、令和 32 年までにカーボンニュートラル実現を目指すことを表明しました。また、ゼロカーボンシティを実現すべく、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包含した「三芳町環境基本計画」を令和 6 年 3 月に策定しました。

下水道事業においてもこの基本計画を踏まえた対策を検討していきます。

➤ 下水道 DX

下水道事業では、職員数の減少、老朽化施設の急増、人口減少等による厳しい経営環境及び国・地方公共団体の財政状況の悪化という「人」「モノ」「カネ」の問題が深刻化していますが、このような状況下でも下水道サービスの持続性を向上させる必要があります。

そのためには、組織の実情・目的に応じたアセットマネジメントの導入を促進するとともに、台帳の電子化、共通プラットフォームの構築及び AI の活用による運転操作の最適化等を図るデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組を推進していくことが必要と考えられます。

本町では令和 6 年 3 月に「三芳町第 8 次行政改革大綱」を策定し、基本方針のひとつとして DX 化による業務プロセスの見直しなど業務の効率化を図っています。

下水道事業においても、DX 化の検討を進め、さらなる事業の効率化及び経費削減に向けて検討します。

8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

8-1. 進捗管理及び見直しの方法

本経営戦略については、PDCA サイクルに基づき、計画の策定・改定（Plan）、事業の実行（Do）、達成度の評価（Check）、改善（Action）を行い、フォローアップしていきます。このうち達成度の評価及び改善については、下記に示すように、モニタリング及びローリングにより実施します（図 8-1）。

1) モニタリング

投資計画の進捗確認と財政状況（損益、資金残高、企業債残高）の確認を毎年度実施します。モニタリングにおいて計画との大きな乖離が認められた場合には、次に示す計画見直し（ローリング）を待たずに、計画の全体的な見直しや再検討を実施します。

2) ローリング

本経営戦略は3～5年を目途に、実績評価を踏まえた計画の見直し（ローリング）等を行うことを予定しています。次回の見直しは、計画期間の中間にあたる令和11年度に行うものとします。ただし、事業の進捗や環境の変化により著しく現状とかけ離れる場合には、随時見直すこととします。

見直しにあたっては、モニタリング結果を踏まえて、収支計画の計画値と実績の乖離状況について検証のうえ、投資計画をはじめ各支出項目を全体的に見直し、その財源確保策など、必要な改善策を検討します。

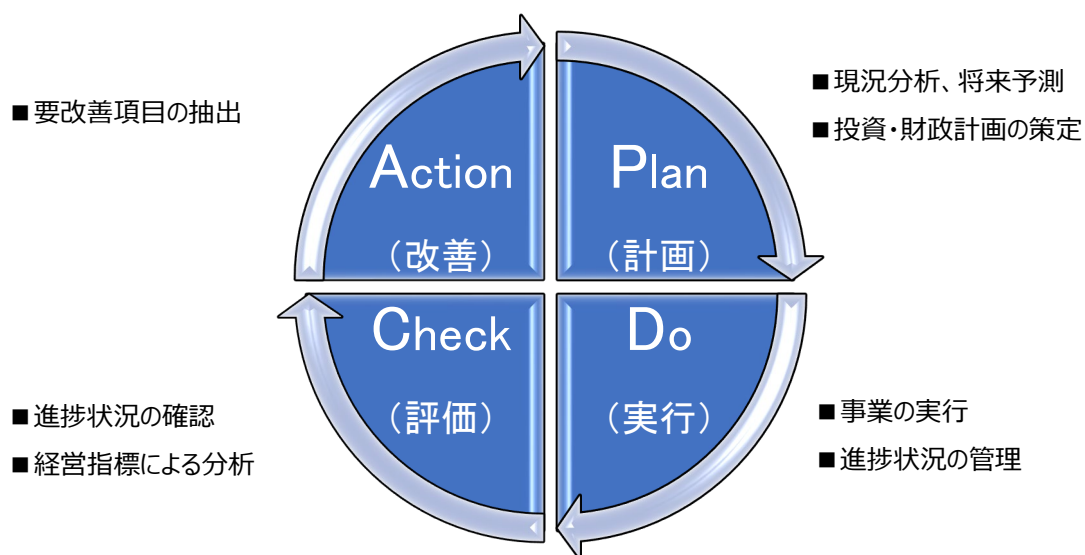


図 8-1 PDCA サイクル

